

第 2 次

安平町農業・農村振興計画

魅せよう『農と食』 進めよう『回遊と交流』 広めよう『あびら町』

(確定版)

平成 29 年 3 月



目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	1
4 計画の特色	1

第2章 安平町の農業・農村をめぐる情勢

1 世界の情勢	4
2 国内の情勢	5
3 道内の情勢	5
4 町内の情勢	6
5 安平町の農業・農村の現状と課題	8
地域特性	8
現状と課題	11

第3章 安平町の農業・農村の役割

1 町民の暮らしを支える農業・農村	17
-------------------	----

第4章 安平町農業・農村の振興に関する施策の基本方針

1 基本方針	18
2 SWOT分析に基づく経済・産業分野の戦略の方向性	18
3 経済・産業分野に関連した「強み」「弱み」「機会」「脅威」	19

第5章 安平町農業・農村の振興に関する施策の展開方向

1 基本目標	20
2 施策の基本方向	20
3 施策体系、施策の展開	20
4 施策の展開方向	21
基本方向Ⅰ かせぐ農業	21
基本方向Ⅱ 住みたい農村	27

第6章 計画の推進に当たって

1 基本方針の実現に向けて	32
2 基本施策の展開に当たって	35

参考資料	36
------	----

用語解説	39
------	----

計画のポイント	43
---------	----

1 計画策定の趣旨

安平町の農業・農村は、明治22年の開拓以来、先人たちの不撓不屈の精神で築き上げた礎の下、いまや日本競馬界を牽引する軽種馬産地であるとともに、工場生産チーズ発祥の地を支えてきた酪農業や畜産業、アサヒメロン、有機農業などの地域の特性を活かした農業とその営みを支える住民自治により豊かな農村を築いてきました。

しかしながら、経済のグローバル化が進展する中、英EU離脱問題、人口減少問題、地域コミュニティ機能の低下、ライフスタイルや消費者ニーズの多様化など、様々な難題に直面しております。

この計画は、本町の農業・農村の役割や期待を踏まえつつ、情勢の変化や課題に的確に対応し、将来に向けて持続的に発展していけるよう、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定するものであります。

2 計画の性格

- (1) 第2次安平町総合計画に定められた「まちづくりの将来像」を実現するため、本町の農業者や関係者のみならず、広く町民が共有すべき本町の農業・農村の振興に関する施策の展開方向や生産努力目標等を示すことで、町農政の中期的指針としての役割を果たすものです。
- (2) 国や北海道などに対して、本町の実状に即した農業・農村の振興に関する政策提案や改善要望を行う施策の基本的な方向を示したものです。
- (3) とまこまい広域農業協同組合や関係団体などが、地域の実情に即した主体的な取組を行う際に、参考として活用することを期待するものです。
- (4) 町農政全体に関する施策の基本方針や展開方向を示すものであり、担い手の育成・確保や農畜産物の生産振興、農業農村整備の推進など個別の計画や方針等を策定している分野については、その計画や方針等に基づいて具体的な施策を推進します。

3 計画の期間

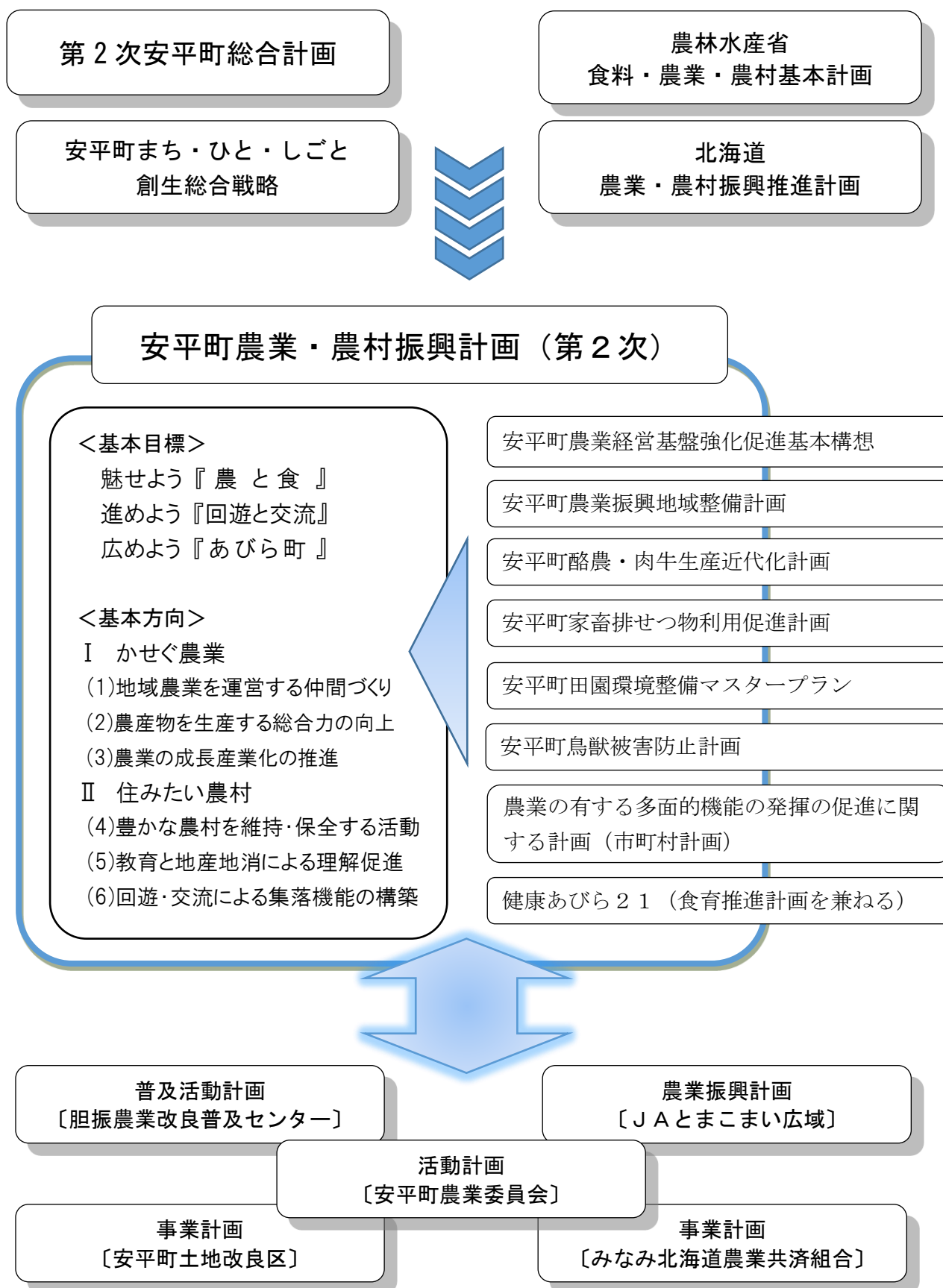
この計画は、町農政の中期的指針であるという性格を踏まえ、今後10年程度を見通して定めるものとし、情勢の変化や計画の効果等を踏まえ、概ね5年後に見直しを行います。

なお、社会情勢の急転などにより、この計画の推進に大きな影響を及ぼす場合には、計画の見直しなど必要な措置を行うこととします。

4 計画の特色

この計画は、国や北海道の農業関連計画との整合性等を考慮しつつ、「第2次安平町総合計画」や「安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の農業振興施策との関連付けを図り、シンプルでわかりやすい計画となるよう心がけています。

■ 安平町農業・農村振興計画と他計画等との関係



■ 農業分野の主要な個別計画の概要

- ▶ **安平町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想〔平成 28 年度策定〕**
農業経営基盤強化促進法に基づき、育成すべき担い手の効率的かつ安定的な農業経営の指標や目指すべき農業構造の目標を明らかにするとともに、その目標の実現に向けて実施していく事項等を定めた総合的な計画です。
- ▶ **安平町農業振興地域整備計画〔平成 22 年度策定〕**
農業振興地域整備に関する法律に基づき、農業の近代化に必要な優良農地を確保・保全するための農用地区域の設定を行うとともに、農業振興を図るための各種施策を実施するための総合的な計画です。
- ▶ **安平町酪農・肉牛生産近代化計画〔平成 28 年度策定〕**
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づき、酪農・肉用牛生産の健全な発展と経営の安定を図るため、生産・流通の近代化や関連産業との連携を総合的に推進するための振興方策を定めた総合的な計画です。
- ▶ **安平町家畜排せつ物利用促進計画〔平成 28 年度策定〕**
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備に関する目標や家畜排せつ物の利用の目標等を定めた計画です。
- ▶ **安平町田園環境整備マスタープラン〔平成 22 年度策定〕**
環境との調和に配慮した農業農村整備事業基本要綱に基づき、市町村が地域の特性を踏まえ、中長期的な地域環境のあり方や事業に際しての環境配慮の基本的な方針などを明らかにするための計画です。
- ▶ **安平町鳥獣被害防止計画〔平成 22 年度策定〕**
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、野生鳥獣の被害防止を図るための施策の総合的な計画です。
- ▶ **農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画〔平成 27 年度策定〕**
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、安平町において農業者の組織する団体等が多面的機能発揮促進事業を実施するために必要な事項を定めた計画です。
- ▶ **健康あびら 2 1（食育推進計画を兼ねる）〔平成 26 年度策定〕**
健康増進法に基づく「健康増進計画」や食育基本法に基づく「食育推進計画」、「歯科保健計画」、「母子保健計画」を網羅した総合的な計画です。

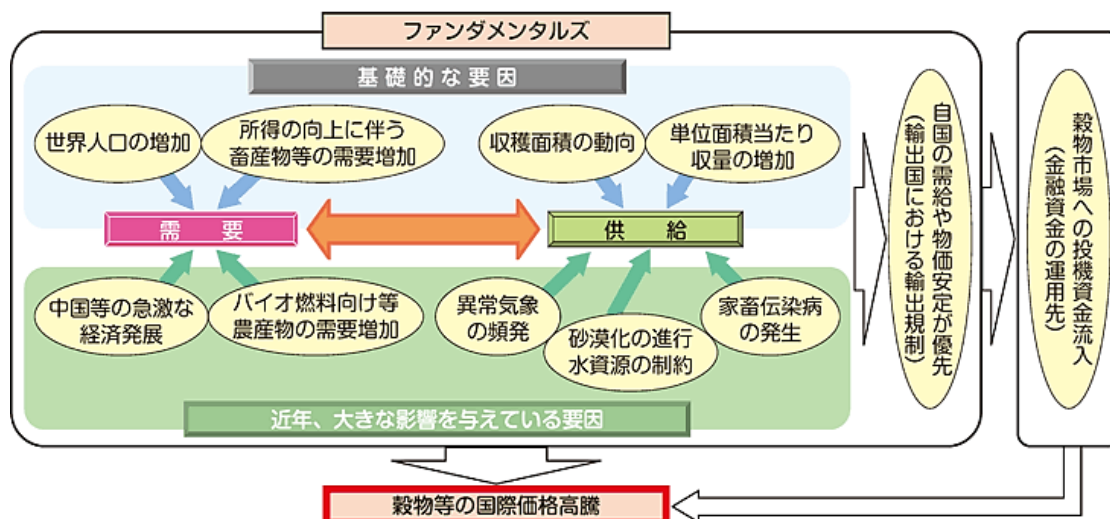
第2章 安平町の農業・農村をめぐる情勢

1 世界の情勢

(1) 食料需要の増大と生産の不安定化

世界の食料需要は、人口増加や新興国の経済成長に伴い増加が見込まれる一方、地球温暖化等の気候変動の振興等により食料供給面での不安定化が顕在化していることから、中長期的には食料需給のひっ迫が懸念されています。

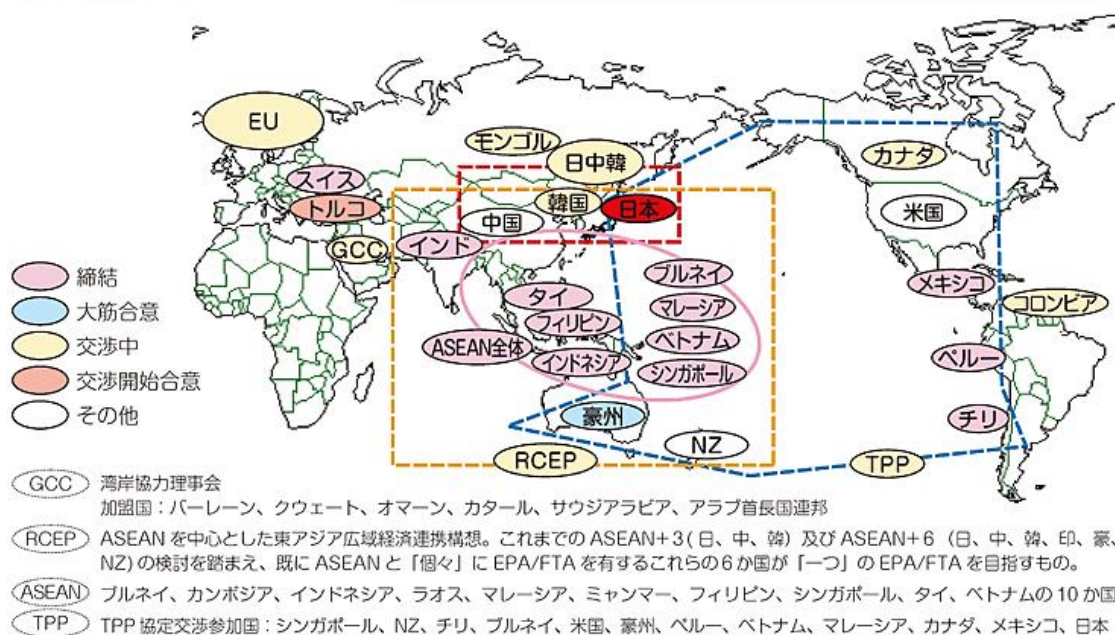
図1-1-1 食料需給に影響を与える構造的な要因



(2) 揺らぎ始めた世界の貿易秩序

米国のTPP離脱や英国のEU離脱など、強まる保護主義の流れを受けWTO交渉は難航し、世界の貿易秩序が揺らぎ始めています。一方で、EPA（経済連携協定）やFTA（自由貿易協定）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）など、世界各地域であらたな貿易協定のルールづくりに向けた交渉が始まっており、次なる経済成長に向けた動きが活発化しています。

図1-1-18 EPA/FTAの現状（全体像）平成26年3月現在



資料: 農林水産省作成

(3) 経済成長による食関連市場の拡大

各国の経済成長等による世界の食市場の拡大が見込まれるとともに、海外における日本食への関心の高まりにより、我が国の農林水産物・食品の輸出や食品産業の海外展開の取組みも広がっています。

2 国内の情勢

(1) 高齢化や人口減少による食市場等への影響

今後、高齢化の進行に伴う一人当たりの食料消費量の減少や人口減少の本格化が、国内の食市場を縮小させる可能性があり、農業への影響が懸念されていることから、社会構造やライフスタイルの変化への対応とあわせて、国内外における新たな市場開拓が必要となっております。

(2) 農村の高齢化の進行と生産等への影響

農村では、都市部に比べ一層高齢化や人口減少が進行し、農業就業者の高齢化や減少による農地の荒廃や担い手不足等が顕在化しています。また、集落人口の減少により、共同活動による農地等の地域資源の維持管理や生活サービスの提供、さらには文化の伝承等にも支障をきたす懸念があります。

(3) 労働人口の減少による関連産業等への影響

人口減少や高齢化の進行による労働人口の長期的な減少は、農業のみならず、食品加工や流通、外食等の関連産業における人材確保の困難さが増しているとともに、農業とつながりが深い食品等の関連産業の成長が阻害されれば、農業・農村の持続的な発展にも支障をきたす懸念があります。

3 道内の情勢

(1) 道内の人口減少と経済・社会への影響

道内においては、平成9年をピークに全国を上回るスピードで人口減少が進んでおり、急激な人口減少とあわせて高齢化の進行は、生産・消費などの経済活動に影響を及ぼすだけでなく、地域社会の存亡にも関わる極めて深刻な事態を招くことも危惧されます。

(2) 増加する観光客数と交流人口の拡大

外国人来道者数は、平成26年度に約154万人となり、四季折々の多彩な景観や安全・安心な食などが高く評価されている中、今後も引き続き、北海道の優位性を活かしたアジア諸国の経済成長の取り込みが期待されます。また、近年の田園回帰や官民をあげた都市との交流促進、道内市町村で実施する体験移住などによる交流人口の拡大が期待されます。

(3) バイオマスなどの地域エネルギーを活かした取組促進

北海道では、優れた自然環境と多様なエネルギー資源を有しており、地域でのバイオマス資源や風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギーの活用を通じた農村の活性化が期待されます。

4 町内の情勢

(1) 人口減少・少子高齢化の加速化

本町の人口は、平成 52 年には 5,897 人まで減少することが予測されており、加速化する人口減少と少子高齢化は、地域経済の減退とともに、空き家の増加や医療・介護などの社会保障負担の増加など、住民生活への直接的な影響が懸念されます。

このため、結婚から子育てまでの切れ目のない支援による少子化対策とともに、子育て世代の移住・定住の促進に努める必要があります。

(2) 環境負荷の少ない暮らし意識の高まり

環境負荷の少ない自然エネルギーの活用への関心が高まる中、本町では、民間事業者による日本最大規模のメガソーラー発電所の整備や世界最大級の大型蓄電システム緊急事業などが行われております。

こうした情勢の中、本町が誇る豊かな自然環境・景観を維持しつつ、次世代に引き継いでいくための持続可能な社会の構築が求められております。

(3) ライフスタイルの多様化による豊かさの転換

社会の成熟化に伴い人々の価値観が多様化する中、首都圏を中心に「田園回帰」と呼ばれる田舎暮らしの希望者が増加する傾向にあります。

このため、あらゆる分野で後継者・担い手が不足する本町にとっては、新たな担い手の獲得に大きな可能性を秘めていることから、こうした動きに注目していく必要があります。

(4) 情報化社会への対応

情報通信技術（ICT）の飛躍的な発達、スマートフォンなどの普及により、経済活動やライフスタイルが大きく変化しています。

本町では、情報通信インフラ整備とともに、ホームページのリニューアルやエリア放送を活用した「あびらチャンネル」の整備など、町民サービスの向上にむけて様々な取組みを進めてきましたが、今後も目まぐるしく変化する情報通信技術に対し、柔軟に対応していく必要があります。

(5) 地方における経済・産業の低迷

人材や資本の大都市圏への集中が続いている中、本町の商業の状況は、人口減少による購買力の低下や周辺都市への購買力の流出が深刻化し、基幹産業である農業では、担い手や後継者の不足などの問題を抱えていることから、今後は国が進める 6 次産業化に対する取組みを進め、地域に根ざした持続可能な産業構造をつくる必要があります。

一方、北海道新幹線の開業等により、外国人を含めた観光客の増加が見込まれ、グリーンツーリズムに対するニーズも増加していることから、こうした機会を活かして地域に来訪者を呼び込み、回遊・交流させることで地域経済を活性化していく必要があります。

(6) 高齢化率の上昇と健康志向の高まり

本町の高齢化率は、平成 28 年 3 月時点で 34.8%となっており、今後 10 年で更に上層することが予測されます。こうした高齢化の進行に伴い、地域

公共交通や医療・福祉・介護分野におけるサービスの充実と、高齢者が心豊かに暮らすことのできる生きがいくりの場が求められております。

(7) 子育て・教育環境の充実への期待

本町では、認定こども園、放課後児童クラブ、子育て支援センターを併設した「児童福祉複合施設」の整備や子育てサービスの充実化に加え、全ての町立学校に導入されたコミュニティ・スクールにより「地域とともにある学校づくり」を通じて、若い世代の人材育成に取り組んでいます。

今後も、地域一丸となった「子育て支援体制づくり」「ふるさと教育」を推進し、将来のまちづくりに必要な「ひとづくり」にしっかりと投資していく必要があります。

(8) コミュニティ構造の変化への対応

地域コミュニティ活動は、個人や家族単位では解決できない様々な地域課題を共助、相互扶助により地域で支えあう大きな役割を担っております。

本町の地域コミュニティ活動における中心的な存在は 65 歳以上の高齢者であり、10 年後の存続を危ぶむ声も多くなっております。

今後は、地域内の人材育成とともに、「新しい公共」の担い手として期待される NPO 法人や有償ボランティア、コミュニティ・ビジネスなど、住民主体の地域活動の存続に向けた取り組みを強化する必要があります。

(9) 持続可能な行財政運営の推進

合併から 10 年間、本町では普通交付税の合併特例を認められていましたが、平成 33 年度からは普通交付税を削減されることが予測され、財政状況が厳しさを増すことが懸念されております。

こうした中、公共施設の老朽化への対応を図りながら、持続可能なまちづくりを進めるためには、安平町まちづくり基本条例の基本理念に基づき、町民参画のもと、選択と集中、地域特性を活かした効率的で安定的な行財政運営が求められております。

5 安平町の農業・農村の現状と課題

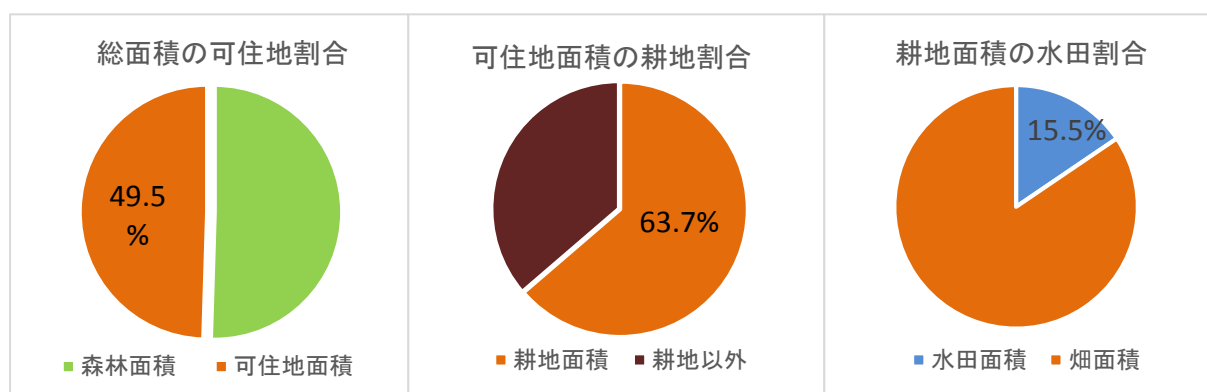
■地域特性

安平町は、北海道の南西部に位置し、南は苫小牧市、西は千歳市、北は由仁町、東は厚真町の2市2町に接し、道都札幌市まで約50km、新千歳空港まで約20km、北日本最大の港湾である苫小牧港まで約25km、道央自動車道苫小牧東IC（インターチェンジ）と北海道横断自動車追分町ICまで、それぞれ約15kmの位置にあり、物流や流通に関して優れた地理的条件を有しています。

総面積は237.16㎢であり、そこから森林面積を除いた可住地面積の割合が約50%、その可住地面積における耕地割合は約64%を占めています。

総面積	森林面積	耕地面積	水田面積	畑面積
23,716 ha	11,973 ha	7,480 ha	1,160 ha	6,320 ha

農林水産省「2015年農林業センサス」



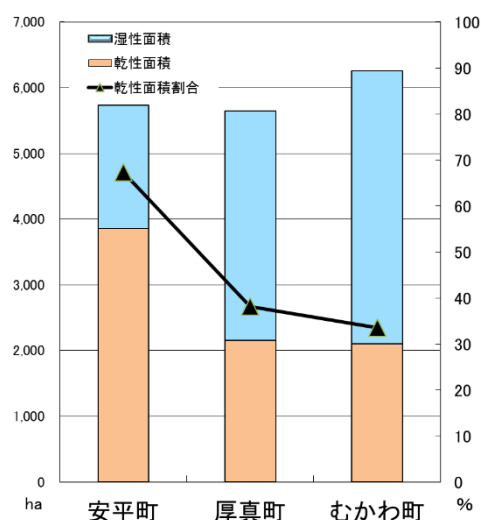
地勢は、北東部には夕張山地の支脈に連なる小高い波状形丘陵地帯、北西部には馬追丘陵の余脈が千歳市界沿いに走り、中央部を安平川が南北に縦貫し、その安平川や支流の流域に沿って水田地帯を形成し、そこから徐々に緩やかな丘陵地への広がりをみせます。また、南部は湿地帯である勇払原野に隣接しています。

土壌は、樽前系の火山灰土（黒ボク土（早来地区）・淡色黒ボク土（追分地区））にほとんどが覆われ、安平川流域沿いに沖積・低地土（灰色低地土・グライ土）が分布します。

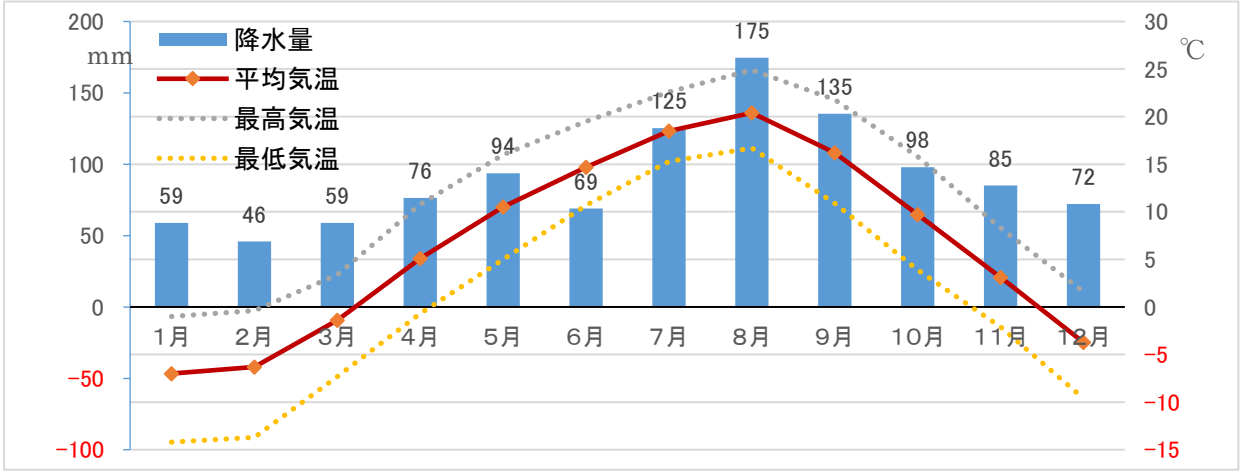
□ 町内の土壌型別面積

区分	土 壌 型	面積 (ha)	%
乾 性	黒 ボ ク 土	3,860	67.4%
湿 性	多 湿 黒 ボ ク 土	130	2.3%
	黒ボクグライ土	110	1.9%
	灰 色 低 地 土	585	10.2%
	グ ラ イ 土	1,045	18.2%
合 計		5,730	100.0%

北海道道立中央農業試験場「昭和56年地力保全基本調査」



気候は、年間平均気温が 6.7℃で、盛夏期 30℃、厳寒期マイナス 20℃を昇降し、1 年を通じ昼夜の温度差が大きい内陸型気候が顕著であります。南部では海洋性濃霧の影響を多少受けます。年間降水量は 1,094 mmで、その降水時期は夏期から晩秋に集中し、年間降雪量は 457cm、最深積雪は 66cm と少なく、北海道の中では比較的気象条件に恵まれた地域に属しています。



月別平均気象データ（1981年から2010年までの観測平均値）

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
降水量	59	46	59	76	94	69	125	175	135	98	85	72	1,094
平均気温	-7	-6	-1	5	11	15	19	20	16	10	3	-4	7
最高気温	-1	-0	3	11	16	20	23	25	22	16	8	2	12
最低気温	-14	-14	-7	-1	5	11	15	17	11	4	-2	-10	1
日照時間	129	141	164	167	177	149	112	137	161	153	115	107	1,712
平均風速	2	2	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2
降雪量	121	108	91	13	-	-	-	-	-	1	18	105	457
最深積雪	52	66	56	13	-	-	-	-	-	-	8	34	229

気象庁「気象統計情報」

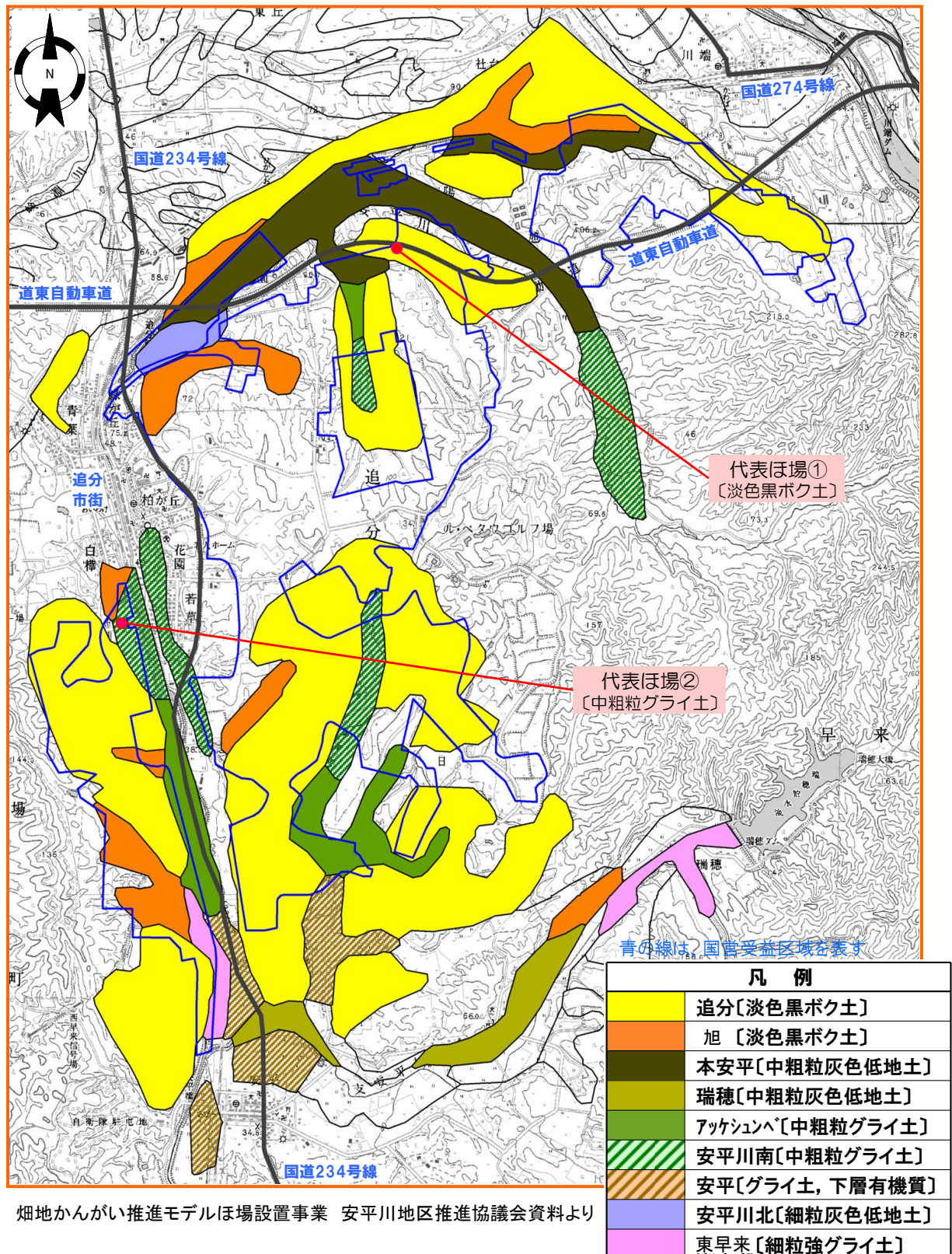
安平町の農業は、こうした地勢や気象といった自然条件を生かしながら、水稻、畑作、酪農、肉牛、軽種馬を中心とする土地利用型農業と特産品であるアサヒメロンを代表とした高収益型農業を組み合わせた多様で複合的な生産構造による農業経営が展開され、本町の基幹産業という役割とあわせ、豊かな自然環境を支える重要な役割を果たしています。

また、軽種馬は日本を代表する馬産地として競馬界を牽引し、酪農は日本のチーズ工場発祥の地を支えた歴史と実績をもち、その伝統を継承しながら今もチーズの製造が行われ、多くの消費者から嗜好されています。

事例紹介 土壌断面調査による土壌分布マップ（追分地域）

「畑地かんがい推進モデルほ場設置事業安平川地区」と追分地域に分布する土壌区分図から作成された「土壌マップ」です。

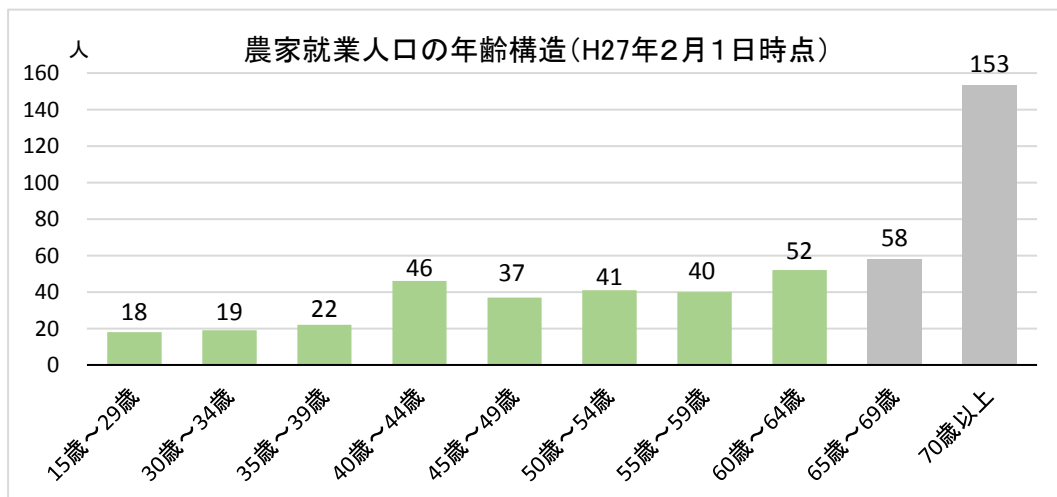
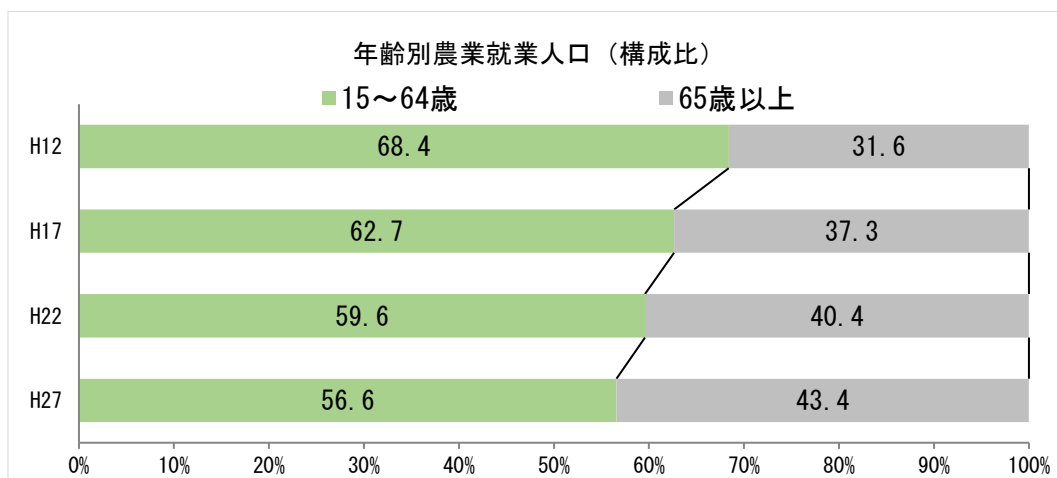
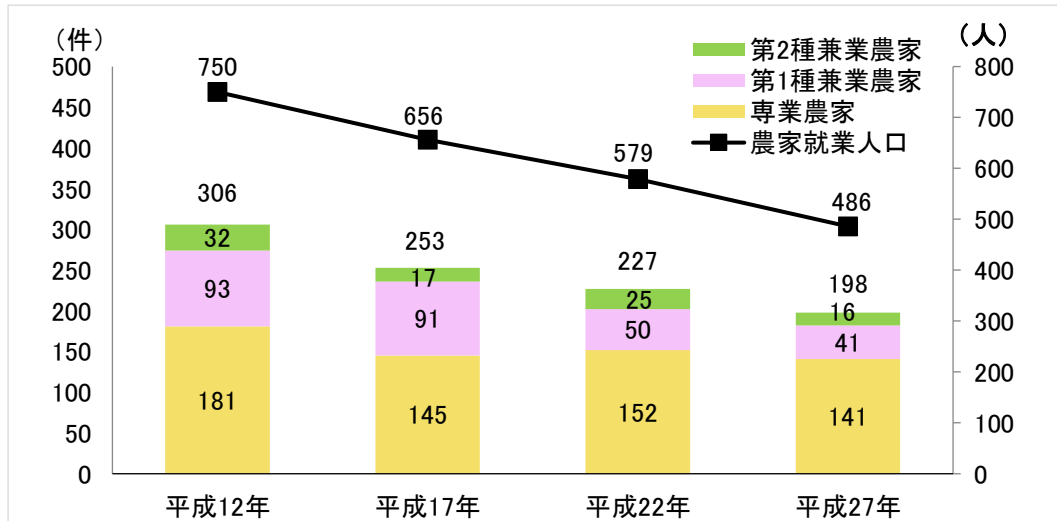
台地や丘陵地には、地域を代表する土壌である「淡色黒ボク土」が広がっており、排水性に劣る「灰色低地土」や「グライ土」は低平地に分布しています。



■現状と課題

(1) 減少の一途の農家数、就業人口と高齢化する平均年齢

販売農家数は年々減少しており、平成27年は10年前に比べ、55戸が減少して198戸。そのうち専業農家は141戸、1種兼業は41戸、2種兼業は16戸となっています。農家就業人口は10年前に比べ、170人が減少し486人となっています。また、65歳以上の農業就業人口は年々増加し、平成27年は10年前に比べ6%増加の43%、平均年齢は59.3歳と高齢化が深刻化しています。

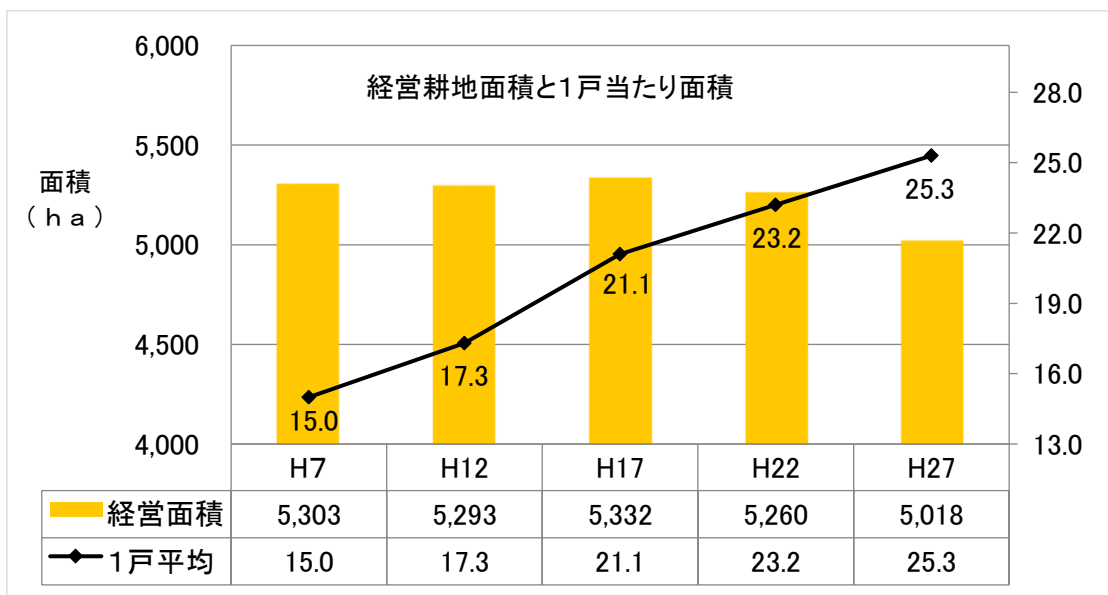


(2) 経営耕地面積と一戸当たり平均経営面積

経営耕地面積は、平成7年以降から15年間は5,300ha前後で推移していましたが、平成27年は5,018haと10年前に比べ314ha減少しています。

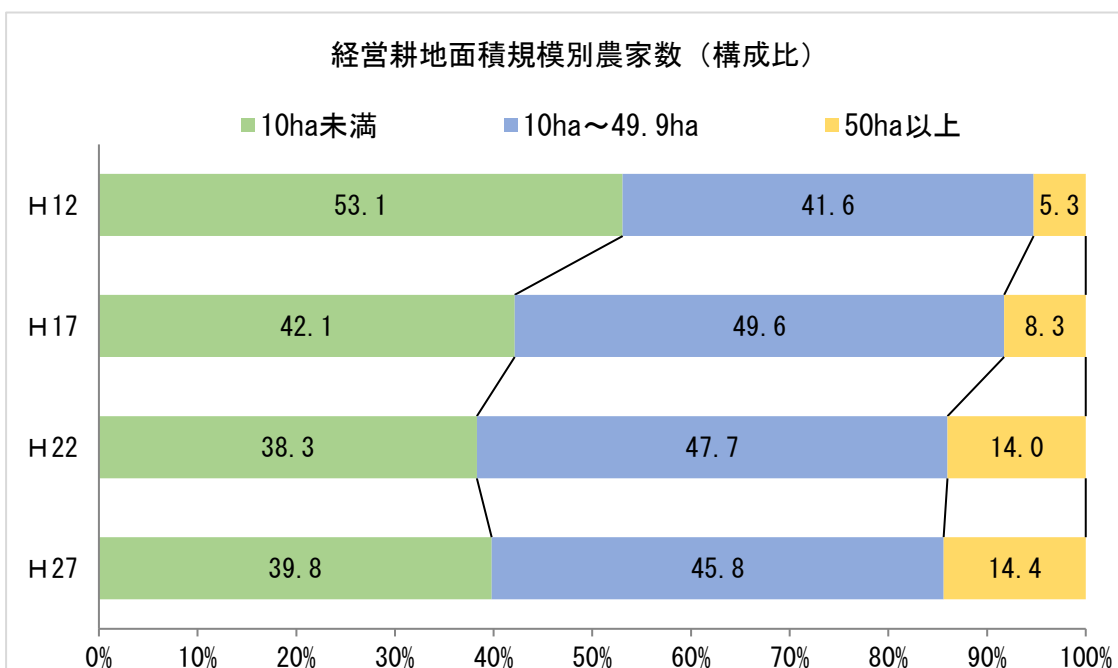
また、農家戸数減少の影響から、一戸当たりの平均経営面積は10年前に比べ、6.4ha増加の27.5haとなっています。

なお、平成27年時点の北海道の一戸当たりの平均経営面積は26.5ha。



(3) 二極化の兆しが見えはじめた規模別農家割合の推移

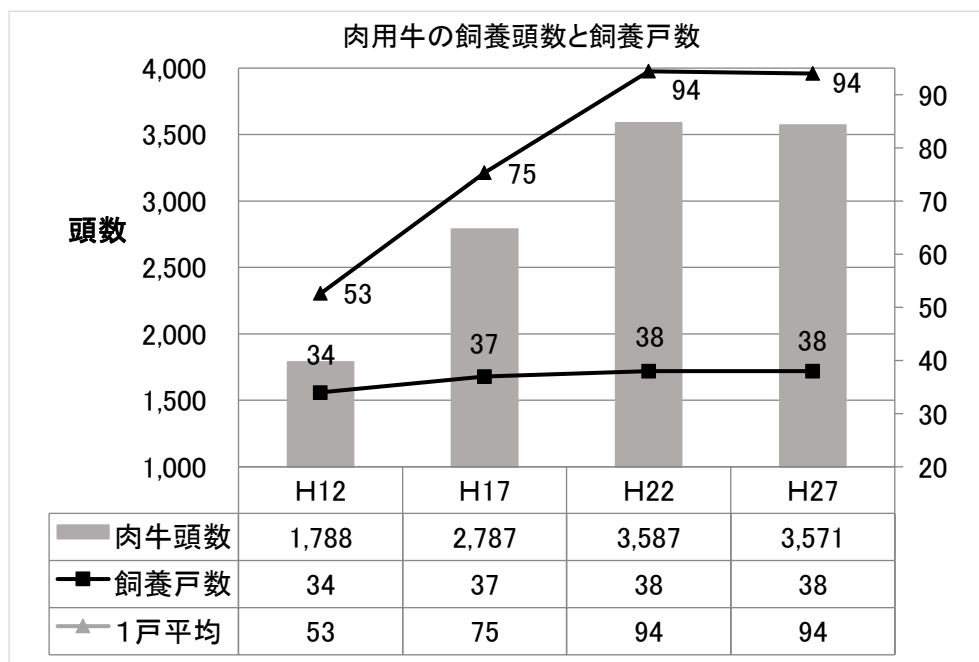
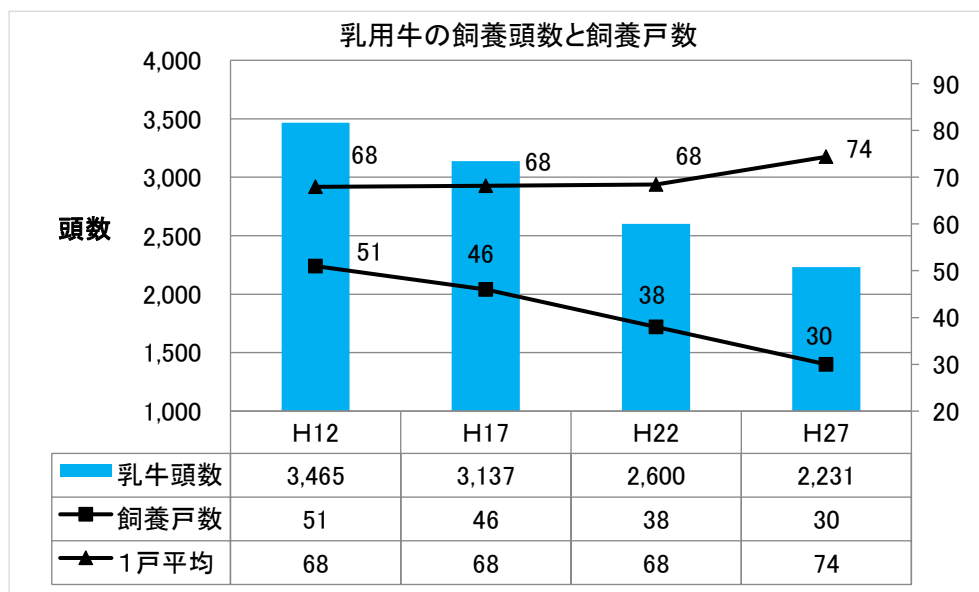
規模別農家割合は、平成12年以降から10年間は年々減少していた10ha未満の階層が、平成27年は増加に転じ約40%を占めたことは小規模面積で参入する新規就農者の影響がうかがえます。



(4) 飼養頭数が減少する酪農と増加する肉牛

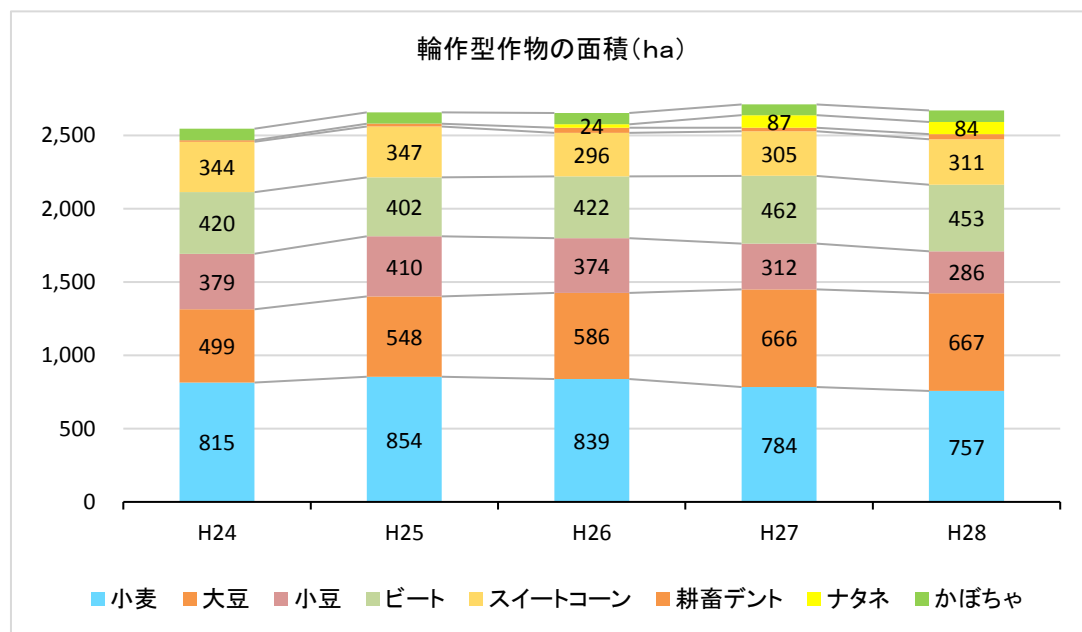
乳牛の飼養頭数と戸数は年々減少しており、平成 27 年の飼養頭数は 2,231 頭と 10 年前に比べ 906 頭減少しています。一戸当たり飼養頭数は平成 12 年以降から 68 頭で推移していましたが、平成 27 年は 74 頭と 6 頭増加しており、規模拡大への兆しが見られます。

一方、肉牛の飼養頭数は増加傾向にあり、平成 27 年の飼養頭数は 3,571 頭と 10 年前に比べ 784 頭増加しています。一戸当たり飼養頭数は 10 年前に比べ 19 頭増加の 94 頭となっており、規模拡大が進行しています。



(5) 脆弱な輪作体系に新たな作目の動き

輪作型作物の作付面積は、作付指標や需要の影響から 2,614ha 前後で推移。5 年平均では麦類で 31%、豆類で 36%と過作傾向にあり根深い脆弱性を抱えています。その一方、平成 24 年から耕畜連携型デントコーン、平成 26 年からはナタネの作付けが開始され、作付面積を徐々に伸ばしています。



(6) 全体の 7 割を占める軽種馬と企業系養鶏の産出額

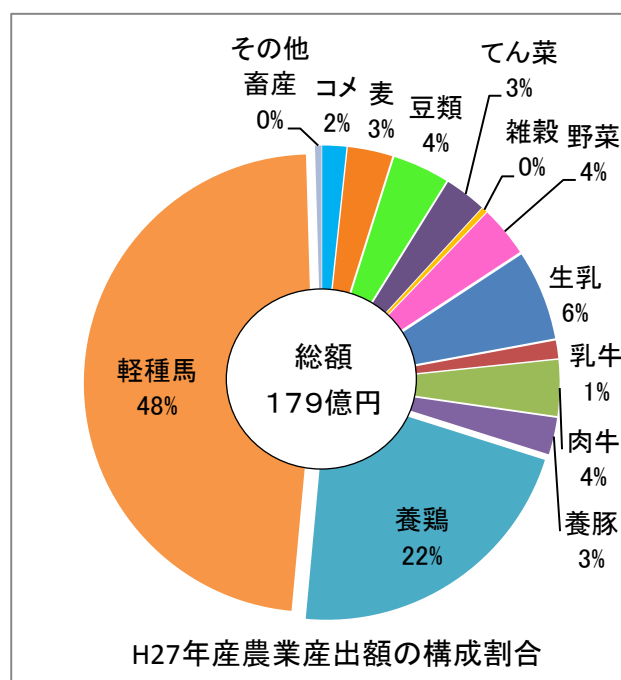
平成 27 年の農業産出額は約 179 億円（推計）で、軽種馬は約 86 億円と全体の 48%、養鶏は約 39 億円と全体の 22%を占めております。

また、これら軽種馬と養鶏を除いた畜産部門の合計は約 26 億円と全体の 14%、農産部門の合計は約 28 億円と全体の 16%となっております。

<H27年産出額(千円)>

区分	金額	割合
コメ	302,586	2%
麦	565,917	3%
豆類	714,526	4%
てん菜	527,085	3%
雑穀	65,996	0%
野菜	638,740	4%
生乳	1,131,974	6%
乳牛	223,839	1%
肉牛	703,394	4%
養豚	464,097	3%
養鶏	3,860,000	22%
軽種馬	8,590,000	48%
その他畜産	83,000	0%
合計	17,871,154	100%

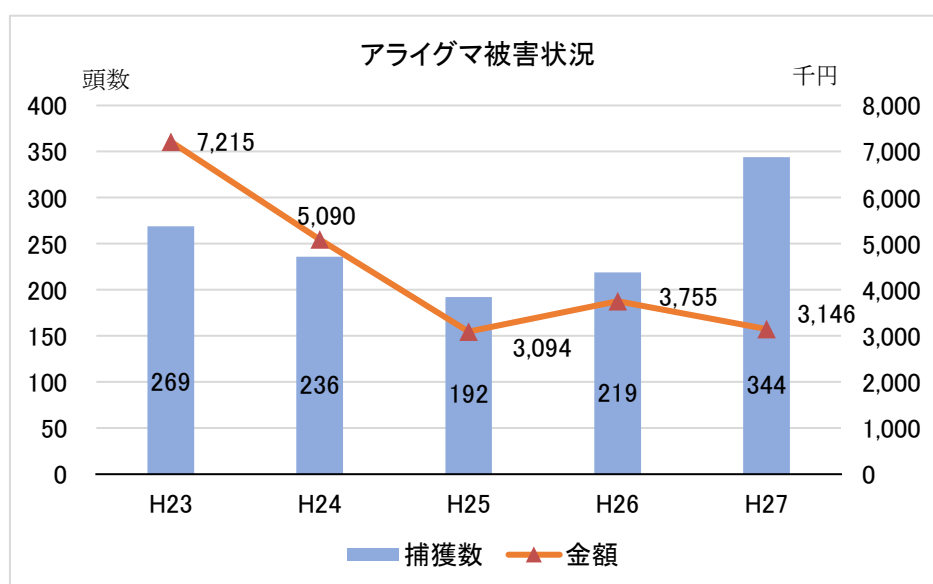
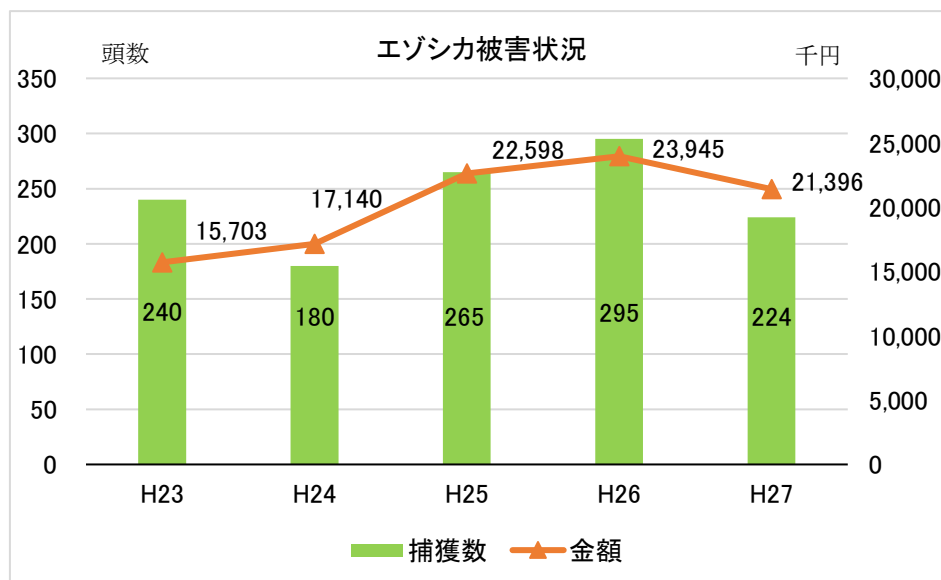
※軽種馬と養鶏はH26年統計(農林水産省)



(7) 捕獲効果に差がみえる鳥獣被害

エゾシカの5年間の捕獲頭数は平均で241頭、被害金額は平均で20,156千円と一向に減る気配を見せません。

アライグマの5年間の捕獲頭数は平均で252頭、被害金額は平均で4,460千円とピーク時の7,215千円と比べると2,755千円減少しており、捕獲の効果が見受けられます。



(8) 極端化する天候に翻弄される農業現場

平成22年に高温多湿被害を受けた以降は比較的安定していた作柄が、平成28年には観測史上初となった北海道への3つの台風上陸と1つの台風急接近があり、道内各地に大きな爪痕を残しました。安平町ではこれら台風や4月以降から長期的に続いた強風、低温、大雨等の異常気象の影響による被害を受けました。近年は、竜巻やゲリラ豪雨、爆弾低気圧等の観測史上稀なケースや極端な天候による被害が増加している傾向にあります。

□ 最近10年の主な被害状況

年	種別	主な被害状況	水稻 作況	備考
H19	低温	・ 7月中旬からの低温により水稻で不稔粒が多発	82	
H20	暴風雪 強風	・ 暴風雪被害～営農施設20件 ・ 5月下旬の風害により直播ビートで被害多発	104	暴風雪(2/23) 強風(5/19)
H21	強風 冷湿害	・ 5月下旬の風害により直播ビートで被害多発 ・ 冷湿害等被害～被害見込み金額676百万円	92	強風(5/19) 冷湿害(7月以降～収 穫期)
H22	大雨 高温多湿	・ 大雨被害～農作物0.43ha ・ 高温多湿被害等被害～被害金額467百万円 [宮崎県：口蹄疫発生(4/20)]	102	大雨(8/12～13) 高温多湿(6月以降～ 収穫期)
H23	強風	・ 強風被害～農作物25.83ha [東日本大震災発生(3/11)]	107	強風(7/4)
H24	大雨強風	・ 大雨・強風(9/9)被害～農作物10.18ha	108	強風(4/4) 大雨・強風(9/9) 台風17号(10/1)
H25	—	・ 特記すべき被害なし [道東・道北：暴風雪で大被害(3/2～3)] [苫小牧：集中豪雨(8/27)]	103	大雨強風(4/6～7) 台風18号(9/16) 台風26号(10/16)
H26	台風 竜巻	・ 台風11号被害～水稻の倒伏0.1ha ・ 竜巻被害～営農施設6件 [遠浅地区の竜巻による一般建物被害25件]	108	台風11号(8/11) 竜巻(11/12)
H27	大雪 大雨 暴風雨	・ 大雪被害～営農施設9件 ・ 大雨被害～農作物4.39ha ・ 暴風雨(爆弾低気圧)被害～農作物37.2ha [追分地区：雹(ひょう)(9/27)]	104	大雪(3/10) 大雨(6/3、8/6) 暴風雨(10/2) 台風23号(10/8)
H28	暴風雪 台風 台風 台風 異常気象	・ 暴風雪被害～営農施設8件 ・ 強風被害～ビート7.00ha、営農施設1件 ・ 台風7号被害～スイートコーン51.10ha [台風11号は十勝、オホーツク方面に上陸] ・ 台風9号被害～農作物(大豆ほか)3.32ha ・ 台風10号被害～農作物1.3ha、営農施設5件 ・ 台風及び異常気象等被害～被害金額52百万円 [熊本大地震(4/14)] [清水町：高病原性鳥インフルエンザ発生(12/16)]	100	暴風雪(2/29～3/1) 強風(5/8) 台風7号(8/17) 台風11号(8/21) 台風9号(8/23) 台風10号(8/31) 異常気象(4月以降～ 収穫期)

安平町「被害状況報告」ほか

1 町民の暮らしを支える農業・農村

(1) 地域に密着した基幹産業

本町の農業は、豊かな地域資源を活かして営まれており、農業者の多くは農業生産の場と同じ地域で生活をしていることから、正に地域に根ざし、地域に密着した基幹産業であります。

(2) 社会経済を支えるすそ野の広い産業

本町の農業と関連する業種は、肥料や飼料などの生産資材、機械整備、農産物を扱う食品加工、運輸、流通・販売、観光など広範な業種と密接に結び付いており、地域の社会経済を支えるすそ野の広い産業であるといえます。

(3) 公益的機能を有する農業・農村

本町の農業・農村は、洪水の防止や水資源のかん養、大気の浄化、自然環境の保全、美しい景観の形成といった多面的機能を有しており、町民の生命と財産、豊かな暮らしを守る重要な役割を担っています。

(4) 食育の場、憩いの場を提供する農業・農村

恵まれた自然環境や美しい景観を有する農村は、人々に憩いと心身の癒しをもたらす場であると同時に、子どもたちが自然とふれあい、農作業などを体験することによって、生命や食べることの大切さを理解する教育の場としても重要な役割を果たしております。

また、歴史、文化に根ざした安平町特有の地域資源は、訪れる人々に魅力を与え、食や文化の体感を通じ感動する機会を提供しております。

(5) まちづくりに貢献する農業・農村

本町の総土地面積から森林を除いた可住地面積のうち約6割を農用地として利用し、農業集落が全町一円に点在している現状にあることから、本町の基幹産業である農業の発展と公益的機能を有する農村空間の保全は、安平町全体の「人」、「経済」、「地域」といった様々な分野の底支えとなりながら、本町のまちづくりに貢献しているといえます。



第4章 安平町農業・農村の振興に関する施策の基本方針

安平町における行政計画の最上位計画であり、本町の『まちづくりの将来像』を定めた「安平町総合計画」。

この総合計画のなかで基幹産業である農業は、「経済・産業」とする政策分野に包括されていることから、ここで掲げられた次の基本方針及びSWOT分析に基づく戦略の方向性のもと、安平町の農業・農村の振興に関する施策を推進します。

1 基本方針 ※ 第2次安平町総合計画基本構想「経済・産業」の基本方針より

若い人がいなければ、安平町に未来はない。

これは団体ヒアリングや町民まちづくり会議で主に年配の方から寄せられた声です。

若い世代のニーズに対応したまちづくりには、雇用の確保とともに熱意と意欲のある若者の挑戦を応援するような支援体制が不可欠です。

基幹産業である農業における新規就農対策のほか、農商工が連携した地域産業の振興、立地企業への支援、新たな企業誘致、起業・創業支援など雇用の確保を推進します。

また、本町の自然・景観・歴史・食など、魅力ある地域資源を磨き上げ、地域ブランドを確立し、建設予定の道の駅を拠点とした移住・定住対策につながる交流人口の拡大を図り、地域全体の活性化を目指します。

2 SWOT分析に基づく経済・産業分野の戦略の方向性

【成長戦略】（◎強み×●機会）

強みによって機会をさらに活かす方策

- ①農作物のブランド化と6次産業化の推進
- ②町内立地企業への支援策強化による地域雇用力の確保
- ③公民連携による回遊・交流ステーション形成事業の推進
- ④公共施設を活用した合宿誘致事業の推進

【改善戦略】（▽弱み×●機会）

機会を逃さぬよう弱みを改善する方策

- ①意欲ある新規就農者の確保と育成の強化
- ②地域特産品開発と販路拡大策の連動による新たな地域産業の創出
- ③創業支援計画に基づく起業・創業の促進
- ④シルバー世代の就労促進
- ⑤道の駅建設など交流拠点施設の整備
- ⑥グリーンツーリズムの推進

【差別化戦略】（◎強み×▼脅威）

強みによって脅威に対抗する方策

- ①経営力の強化と生産性の向上による持続可能な農業の推進
- ②農業基盤整備の推進
- ③若者の町内就労支援の促進

【回避戦略】（▽弱み×▼脅威）

弱みと脅威が重なる最悪の事態を回避する方策

- ①森林資源の適正な保全と活用の推進
- ②ターゲットを定めた戦略的企業誘致の推進
- ③回遊・交流事業を活用した商業活性化の推進
- ④空き店舗の活用等による商業後継者対策の推進

3 経済・産業分野に関連した「強み」「弱み」「機会」「脅威」

S

内部環境

—まちの強み—

- ◎1 新千歳空港・国際拠点港湾苫小牧港など交通拠点に至近
- ◎2 鉄道網や高速道路インターチェンジが立地
- ◎6 丘陵が織り成す北海道らしい牧歌的な風景
- ◎9 雇用を生む規模の大きな企業が町内に立地
- ◎11 名馬が集まる日本有数の軽種馬産業
- ◎12 多種多様な農業の展開（少量多品種）
- ◎13 有機農業と慣行農法の共存に寛容な農業文化
- ◎14 ブランド品の存在（アサヒメロン、和牛など）
- ◎15 約75haの作付面積を誇る丘陵に咲く菜の花畑
- ◎16 多数のCM撮影が行われる景観を保有
- ◎26 積極的就労支援などで注目される誘致企業会と追分高等学校による連携活動
- ◎31 屋内アイスアリーナ・鉄道資料館など近隣には無い希少スポーツ施設・文化施設が存在

W

内部環境

—まちの弱み—

- ▽1 近隣市町に比べ深刻な人口減少と少子高齢化
- ▽6 自己水源の恒常的不足
- ▽7 商業への住民満足度の低さ
- ▽8 高齢の商店事業主の25%が事業継承を望んでいない現状
- ▽9 新たな工業用地の敷地確保が困難
- ▽10 町内農産品・特産品の対外ブランド力の弱さ
- ▽11 農家戸数の減少と高齢化による継承者の不足
- ▽12 宿泊施設の不足
- ▽13 圧倒的な集客力を持つ施設がない
- ▽14 民間の観光事業者が未参入
- ▽15 体験型の観光コンテンツの不足

O

外部環境

—機会（チャンス・追い風）—

- 5 ライフスタイルの多様化
- 8 政府の持続的な農業に向けた構造改革の推進
- 9 6次産業化・農商工連携への関心の高まり
- 10 創業支援に対する国の施策の強化
- 12 災害リスクを回避する企業の地方移転の動き
- 13 北海道新幹線の開業に伴う本州旅行客の増大
- 14 外国人観光客の増大
- 15 グリーンツーリズムへの関心の高まり
- 16 元気な高齢者の増加
- 29 北海道への合宿ニーズの増加（冷涼な気候と食の充実）
- 30 スポーツ基本法・同計画に基づくスポーツ立国の実現に向けた取組みの強化
- 32 地方創生の取組みに対する支援策の拡充

T

外部環境

—脅威（ピンチ・逆風）—

- ▼2 若者世代の都市圏への人口流出
- ▼4 自然環境破壊と地球温暖化の進行
- ▼8 農地集積など農業・農村の構造変化
- ▼9 食料自給率の低下
- ▼10 自由貿易時代の到来（TPP問題）
- ▼11 地域経済の衰え
- ▼12 地方の雇用の受け皿と若者ニーズのミスマッチ
- ▼13 今後における労働力人口の急激な減少
- ▼15 大規模店舗への消費流出
- ▼21 買い物難民の増加

<参考> 成果指標（第2次安平町総合計画 前期基本計画より）

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	目標値 (H34年度)	備考
農商工連携による6次産業化 関連企業・団体数	2件 (H28年度)	累計1件	累計2件	
6次産業化、商品開発に向けた 地域おこし協力隊の活用数	— (H28年度)	累計3人	累計6人	
認定新規就農者数(組)	0組 (H27年度)	累計3組	累計10組	
農業法人数	19経営体 (H28年1月)	累計2経営体 の法人化	累計6経営体 の法人化	
造林面積	28ha (H27年度)	累計40ha	累計100ha	

* 目標値の累計は H29～H30、H29～H34 の累計値

第5章 安平町農業・農村の振興に関する施策の展開方向

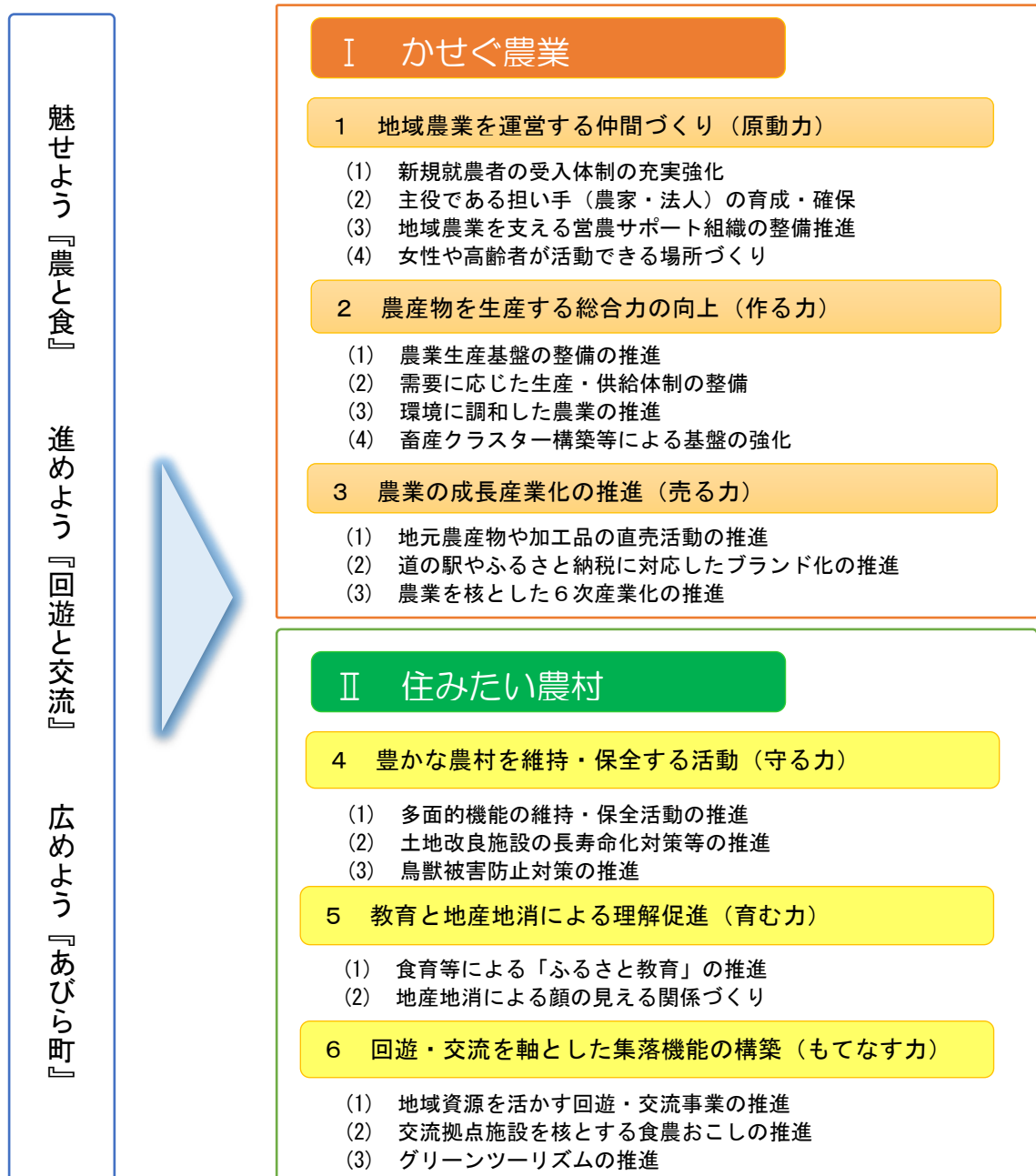
1 基本目標

魅せよう『農と食』 進めよう『回遊と交流』 広めよう『あびら町』

2 施策の基本方向

産業としての農業を振興する「かせぐ農業」と暮らしの場としての農村を育む「住みたい農村」を基本方向とし、6つの施策を柱に据え総合的に展開します。

3 施策体系、施策の展開



4 施策の展開方向

基本方向

I かせぐ農業

基本施策 1

地域農業を運営する仲間づくり（原動力）

<施策項目>

- (1) 新規就農者の受入体制の充実強化
- (2) 主役である担い手（農家・法人）の育成・確保
- (3) 地域農業を支える営農サポート組織の整備推進
- (4) 女性や高齢者が活動できる場所づくり

■施策項目

(1) 新規就農者の受入体制等の充実強化

- 新規就農者の受入は、地方創生の観点からも雇用確保、移住・定住対策に直結する重要な取組みであることから、平成 28 年 4 月に設立した「安平町農業担い手育成協議会」を中心に、新規就農者が円滑に就農できる受入体制づくりや支援体制の充実強化を推進します。
- また、受入体制の構築にあたっては、アサヒメロン現地支援協議会をモデルに、生産組合や地域団体を単位にした組織づくりを推進します。
- さらに、北海道の「有機農業による新規参入モデル市町村」の選定候補となっていることから、農業者を主体とした受入体制を整備し、有機農業による新規参入を通じた定住促進の取組みを推進します。

北海道あびら町で農業をはじめよう！
安平町農業担い手育成協議会

サイトマップ

トップページ 就農までの道のり 支援対策 就農プラン 先輩たちのご紹介 メディア情報 あびら町 お問い合わせ



安平町農業担い手育成協議会ホームページ <URL> <http://abira-ninaite.jp/>

(2) 主役である担い手（農家・法人）の育成・確保

- 基幹産業である農業を牽引するリーダーを育成・確保するため、農業改良普及センター等と連携し安平町指導農業士・農業士会等の自主的な活動を支援します。
- 認定農業者等の意欲のある担い手が創意工夫を発揮し、経営発展させて

いけるよう農地の集積や新技術の導入、機械・施設の整備などの取組みに対する支援を推進します。

- 経営所得安定対策の推進のほか、平成 31 年度からの導入が予定される「農業経営収入保険（仮称）」の加入促進など、農業経営の安定と経営体質の強化に向けた適切な対応を図ります。
- 研修生の受入れ、6 次産業化への参画や企業との連携など、多様な人材が活躍し地域農業を支える農業法人の育成を推進します。

(3) 地域農業を支える営農サポート組織の整備推進

- 担い手の経営安定を図るため、労働負担の軽減や機械・施設投資を抑制するコントラクターや酪農畜産ヘルパー等の地域農業を支えるシステムづくりを推進します。

(4) 女性や高齢者が活動できる場所づくり

- 農業の魅力発信や 6 次産業化の実現には、家族の日常生活を支え、暮らしに根付いている女性の柔らかな発想やネットワーク力が不可欠であることから、地域活性化の核となるグループの育成と賑やかに活動できる場所づくりを推進します。
- 過去から未来へと進む時間とともに、綿々と紡がれてきた地域農業を守り続けていくためには、シニア世代の持つ豊富な知恵や経験を地域活動に活かすことが重要であることから、労力に見合った農産物直売所への出荷や工芸品の製作など、仲間と楽しみながら活動できる場所づくりを推進します。
- 特に、家族経営を支える女性農業者の子育てと仕事を両立できる環境を実現するため、教育委員会等と連携し、農村地区への通園・通学バスの運行や認定こども園・子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブなどを集約した「児童福祉複合施設」を基盤とした子育て支援サービスの充実を図ります。
- こうした女性農業者の子育て環境づくりを通じて、新規就農希望者に選ばれる農村づくりを実現し、雇用の場をつくり、地域農業の継承を図るとともに、農閑期においては、その女性の力を存分に発揮しながら、手芸品や加工品等の作製・販売の取組みを推進します。

基本施策 2

農産物を生産する総合力の向上（作る力）

<施策項目>

- (1) 農業生産基盤の整備の推進
- (2) 需要に応じた生産・供給体制の構築
- (3) 環境に調和した農業の推進
- (4) 畜産クラスター構築等による基盤の強化

■施策項目

(1) 農業生産基盤の整備の推進

- 営農戦略に即した収益性の高い農業経営を実現するため、農地の大区画化、暗渠排水、土層改良、農業水利施設、畑地かんがい、農道などの生産基盤の整備を推進します。
- 特に、道営農地整備事業の総合的な整備促進と国営事業が行われている安平川支流の遠浅川（第一幹線排水路）とフモンケ川（第二幹線排水路）については、国や北海道に対し早期完成に向けた事業の促進要望を行います。
- 優良農地の確保と耕作放棄地の発生抑制を図るため、農地中間管理機構との連携を図りつつ、土地利用調整の指導等を行い、安平町人・農地プランを活用した担い手への農用地の利用集積を推進します。
- 新たな施工機械や整備手法の導入による低コストな基盤整備を進めるとともに、農地の状況等に応じた弾力的な整備を推進します。
- 地域の自然条件や農業構造などの実態に即したスマート農業の導入を推進します。

(2) 需要に応じた生産・供給体制の構築

- 国の農政改革に的確に対応し、消費者や実需者の多様なニーズに対応した競争力のある農畜産物の計画的かつ安定的な生産を推進します。
- 消費者ニーズに対応した生産・供給体制づくりを進めるため、新たな品種や栽培技術の導入、ICT技術の活用、耕畜連携や輪作体制の確立、農地の大区画化等を推進します。
- 加えて、生産段階の省力化、低コスト化、高付加価値化とあわせ、流通段階の効率化などを進め、競争力のある産地づくりを推進します。
- 産地の競争力強化に向け、高性能な農業用機械や集出荷貯蔵施設、加工施設など生産・流通体制の整備を推進します。

(3) 環境に調和した農業の推進

- 環境と調和し、消費者の期待に応えるクリーン農業や有機農業を推進するとともに、自給飼料に立脚した畜産を推進します。
- 有機農業の一層の推進を図るため、北海道と連携し、「安平町有機農業推進協議会」を設立し、定住促進とあわせた体制づくりを支援します。
- 環境保全型農業直接支払交付金やエコファーマ制度を活用するとともに、ク

リーン農業技術の高度化や地域資源の活用を図る取組みを推進します。

- リサイクルを基本とした農業用廃プラスチックの適正処理を進めるため、地域段階における活動強化を推進します。
- 硝酸性窒素等による土壌汚染を防止するため、減肥技術等の普及や家畜排せつ物の適正な処理を推進します。
- 農村地域に存在するバイオマス資源や太陽光、水力、風力等の再生可能なエネルギーの生産・利用の拡大を促進し、農業振興と環境保全の取組みを促進します。

(4)畜産クラスター構築等による基盤の強化

- 畜産農家や関連産業の関係者等で組織されたとまこまい広域畜産クラスター協議会を中心に、地域一体による畜産生産基盤の強化と収益性の向上の取組みを推進します。
- 畜産農家の労働負担の軽減や経営の合理化を図るため、TMRセンターや哺育育成センターの検討など、地域畜産を支えるシステムづくりを推進します。
- 飼料生産コストの低減や飼料自給率の向上等を通じ、収益性の高い畜産経営を実現するため、草地基盤の整備改良や安平町公共牧場等の施設整備を推進します。
- 自給飼料を活用した畜産経営の安定を図るため、ほ場に応じた植生改善やコントラクター等の飼料生産組織への支援、耕畜連携、イアコーンサイレージの生産拡大等により、良質で低コストな自給飼料の生産・利用を推進します。
- 酪農や肉用繁殖雌牛における安平町公共牧場等での放牧の活用により、自給粗飼料利用率の向上を図ります。
- 家畜伝染病の発生予防とまん延防止のための検査や監視の徹底を図り、的確かつ効率的な家畜衛生対策を推進します。
- 特に、家畜市場、食肉処理施設等を有する本町において、口蹄疫等の家畜伝染病の発生は脅威であることから、平成28年12月に清水町で発生した高病原性鳥インフルエンザにおける検証結果等を踏まえつつ、ウイルス感染源の侵入防止を中心とした防疫対策を推進します。
- 本町の農業産出額の48%を占める軽種馬については、優良な種牡馬や繁殖牝馬の導入促進のほか、飼養設備や生産方式の見直し等による強い馬づくりを推進します。
- 日本の競馬界を支える地方競馬、とりわけホッカイドウ競馬は馬産地にとって重要な役割を果たしていることから、協賛レースや町民バスツアー等を実施し、ホッカイドウ競馬の発展と馬産地の活性化に向けた取組みを推進します。
- さらに、競馬の世界最高峰のレース「凱旋門賞」への挑戦やGⅠ七冠達成等の活躍の著しい安平町産駒については、「テレビ観戦会」や「称える夕べ」等を開催し、牧場関係者、競馬ファン、町民が一体となれる取組みを推進します。

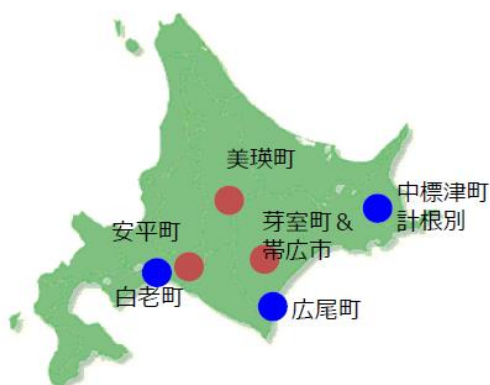
イアコーン等自給濃厚飼料活用型低コスト家畜生産体系の実証 － トウモロコシを上手く利用して、低コストで資源循環型畜産を確立する －

トウモロコシは収量が高く、手がかからず、作りやすい作物です。その雌穂（イアコーン）は栄養価が高く、低コストで生産できれば、**国産濃厚飼料の安定供給**につながり、飼料生産基盤を強化できます。本課題では、イアコーン、プレミアムイアコーンの生産利用技術を道内6箇所で実証します。

■実証地の飼料生産の協業タイプ

北海道においても、飼料畑と担い手（労働力）不足が深刻な問題です。これらの問題を解決するため、外部支援組織（TMRセンターやコントラクター組織）の利用や耕畜連携による自給飼料生産の受委託が増加しています。イアコーンの生産利用技術導入の実証地における飼料生産の協業タイプは以下のとおりです。

- 1) TMRセンター利用型（美瑛町、中標津町、広尾町）
- 2) 地域内耕畜連携型（帯広市川西、安平町&白老町）
- 3) 地域間耕畜連携型（安平町&芽室町）



■飼料用トウモロコシの利用法と収穫機械

飼料用トウモロコシの利用は大きく分けて、①ホールクロップ（植物体全体）、②イアコーン（プレミアムイアコーン、乾燥子実も含む）の方法があります。①は牛用の粗飼料、②は濃厚飼料として全ての家畜で利用できます。



ホールクロップ収穫
（ロータリーヘッド装着自走式ハーベスタ）



イアコーン収穫
（スナッパヘッド装着自走式ハーベスタ）



プレミアムイアコーン（穀実）収穫
（スナッパヘッド装着普通コンバイン）

■乾燥子実とイアコーンの違い

	乾燥子実	イアコーンサイレージ	プレミアムイアコーン	
			HMSC	CCM
収穫部位	子実	雌穂+茎葉の一部	子実	子実+芯
収穫機械	コンバイン	自走式ハーベスタ	コンバイン	
乾燥施設+燃料	要	不要	不要	
保存形態	フレコン等	ロールバール	フレコン等	
保存と流通	◎	○	○	○
生産コスト	△	○	○	○
TDN含量と対象家畜	92% 	78% 	92% 	88%

イアコーン、プレミアムイアコーンは収穫した雌穂または子実を乾燥せずに利用する**資源節約型でかつ低コスト**で生産できる自給濃厚飼料です。

基本施策 3

農業の成長産業化の推進（売る力）

<施策項目>

- (1) 地元農産物や加工品の直売活動の推進
- (2) 道の駅やふるさと納税に対応したブランド化の推進
- (3) 農業を核とした6次産業化の推進

■施策項目

(1) 地元農産物や加工品の直売活動の推進

- 消費者や流通業者等のニーズを踏まえ、本町の農畜産物・加工品を「価値ある商品」として売り込む力を強化するため、町内外への多様な流通・販売チャンネルの開拓など、販路拡大に向けた直売活動を推進します。
- 高齢化や女性の社会進出等による食生活の変化に対応するため、小売・加工・業務用野菜の生産強化や付加価値向上を図る直売活動を推進します。

(2) 道の駅やふるさと納税に対応したブランド化の推進

- 道の駅あびら（仮称）での情報発信や安平町の食文化の魅力の伝達のほか、販売促進に向けた人材の育成など、観光需要に対応した取組みを推進します。
- 一般社団法人あびら観光協会等との連携による地域食材を活用した特産品づくりのほか、ふるさと納税を通じた販売促進など、地域資源を活用したブランド化を推進します。

(3) 農業を核とした6次産業化の推進

- 農業と食品製造業や流通業、観光などの関連産業が結びついた新製品やブランドの開発など、農業を核とした6次産業化の取組みを推進します。
- ナタネや薬用作物の生産など、機能性成分を含んだ農畜産物の生産による差別化に加え、これら農畜産物を活かした新たな商品開発や加工販売など、農業の付加価値向上を図る取組みを推進します。

図3-9 農業・農村の6次産業化のイメージ



資料：農林水産省作成

基本施策 4

豊かな農村を維持・保全する活動（守る力）

<施策項目>

- (1) 多面的機能の維持・保全活動の推進
- (2) 土地改良施設の長寿命化対策等の推進
- (3) 鳥獣被害防止対策の推進

■ 施策項目

(1) 多面的機能の維持・保全活動の推進

- 多面的機能支払交付金を活用し、町内 10 地区に組織された資源保全協議会で行う農地法面の草刈り、水路の泥上げなど、農業・農村の多面的機能を維持・保全のための共同活動を推進します。
- また、良好な農村景観の形成に向けた植栽活動や農道の部分補修など、地域資源の質的向上を図るための共同活動を推進します。

図 3-1-3 多面的機能支払の構成



資料：農林水産省作成

＜参考＞地区資源保全協議会一覧

単位：アール

No.	組織名	田	畑	草地	合計
1	旭陽地区資源保全協議会	14,200	53,207	10,600	78,007
2	美園地区 //	6,010	56,100	8,800	70,910
3	明春辺地区 //	11,200	58,804	3,000	73,004
4	豊栄地区 //	10,400	35,602	0	46,002
5	安平地区 //	17,110	40,700	900	58,710
6	瑞穂地区 //	22,400	40,000	700	63,100
7	東早来地区 //	3,900	15,800	900	20,600
8	緑丘・守田地区 //	6,421	58,316	2,500	67,237
9	遠浅・新栄・源武地区 //	29,903	10,601	9,800	50,304
10	北町・富岡・酪農地区 //	1,610	111,402	17,300	130,312
合 計		123,154	480,532	54,500	658,186

(2) 土地改良施設の長寿命化・防災対策等の推進

- 点検、機能診断及び監視を通じた適切なリスク管理の下で、計画的な補修、更新等を推進することにより、施設の長寿命化とコストの低減を図ります。
- 農業用水の安定供給とともに、自然環境の保全、災害の防止などの多面的機能を十分に発揮させるため、基幹的農業水利施設である瑞穂ダムや畑地かんがい施設、ため池等の適切な維持管理を推進します。
- 農業生産の維持、農業経営の安定を図るため、農地や農業水利施設等の総合的な防災・減災対策の推進とともに、災害発生時における農地・農業用施設の迅速な復旧に取り組めます。

(3) 鳥獣被害防止対策の推進

- 安平町鳥獣被害防止計画に基づき、従来からの捕獲等の強化のほか、侵入防止や新たな捕獲技術の導入等の対策、また、捕獲に従事できる後継者の育成など、「安平町鳥獣被害防止対策協議会」を中心に地域と一体となって総合的な鳥獣被害対策を推進します。
- また、有害鳥獣対策については、これまでにエゾシカ防止柵の設置等を行っていますが、今後も安平町有害鳥獣対策協議会や地域住民と連携しながら、鳥獣害防止森林区域を設定し、農作物の被害防止と森林被害の防止の両輪による捕獲対策を推進します。

基本施策 5

教育と地産地消による理解促進（育む力）

< 施策項目 >

- (1) 食育等による「ふるさと教育」の推進
- (2) 地産地消による「顔の見える関係」づくり

■ 施策項目

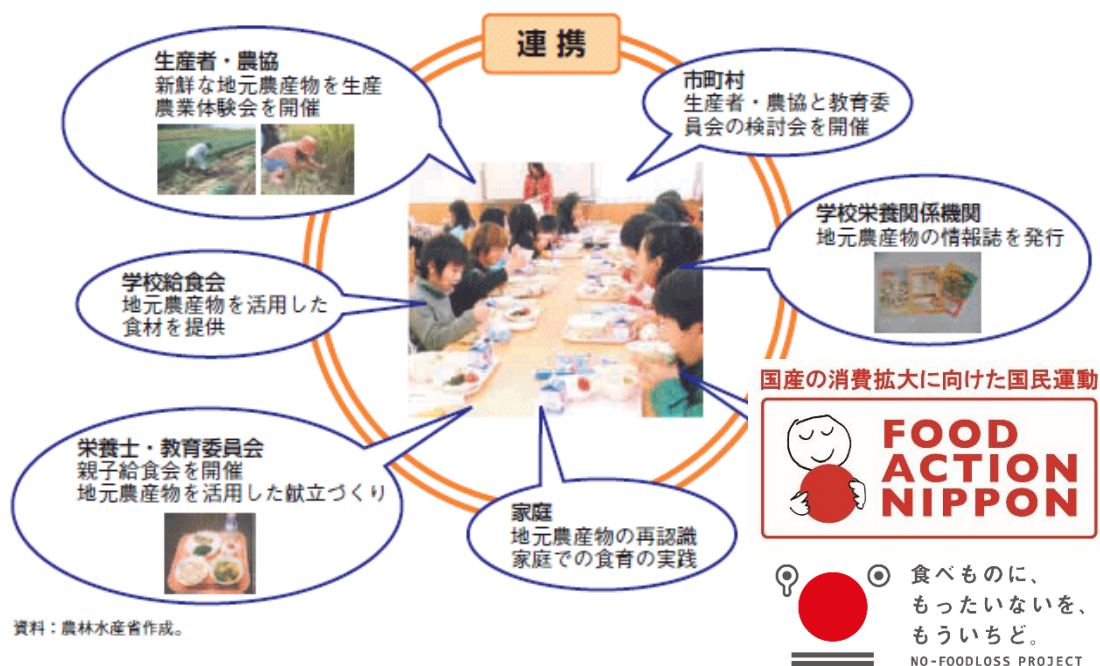
(1) 食育等による「ふるさと教育」の推進

- 小学生による稲作体験をはじめとしたふるさと教育・学社融合の取組みなどにより、子どもたちの農業や食、自然環境などに関する理解を育みます。
- 地元で生産される旬の農産物や加工品を活用した学校給食の提供など、子どもたちをはじめとした町民の方々が農業や食文化への理解を深めるための取組みを推進します。

(2) 地産地消による「顔の見える関係」づくり

- 安平町産農産物の地元消費を推進するため、学校給食や飲食店、民宿施設、福祉施設等での食材利用を促進するとともに、地域住民の台所といわれる道の駅農直施設を設置し、農直活動の充実強化を図ります。
- 農業女性を中心としたグループが主催するイベントや生産者団体が行う野菜即売会（マルシェ）などの開催を促進し、消費者と生産者の「顔の見える関係」づくりの推進を図り、町民に対する地元農産物や加工品の商品価値や認知度を深めます。
- 道の駅建設計画等を契機として、本町における地産地消の意識が高まるなか、消費者と生産者の結びつきを深化するため、地元の生産者が新鮮で安全な野菜を生産し、地元の住民が食べることで、人々の健康な体を作り、地域の健全な環境を守ることにつながる地産地消の取組みを推進します。

図 1-63 地産地消活動における多様な主体による連携のイメージ（学校給食の場合）



基本施策 6

回遊・交流を軸とした集落機能の構築（もてなす力）

<施策項目>

- (1) 地域資源を活かす回遊・交流事業の推進
- (2) 交流拠点施設を核とする食農おこしの推進
- (3) グリーンツーリズムの推進

■施策項目

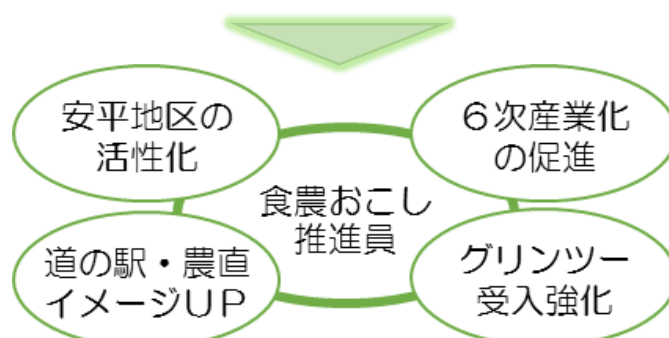
(1) 地域資源を活かす回遊・交流事業の推進

- 道の駅、あびら交流センターをはじめとする拠点施設を活用した「回遊・交流ステーション形成事業」の実現に向け、活動の主役である（仮称）道の駅あびら生産者協議会、安平地区の活性化を目的に活動するあびらクラスターステーション推進機構等の各種団体と町、関係機関が一体となり、地元農産物や加工品の直売活動等の地域資源を活用した取組みを推進し、交流人口の拡大を図ります。

(2) 交流拠点施設を核とする「食農おこし」の推進

- 生きるために欠かすことのできない食と農の持つ力は、世代を問わず多くの人々とつながることのできる特性を有し、地元の農畜産物を通じて安平町の魅力を広く発信できることから、地域おこし協力隊制度等を活用し、安平町の食と農の魅力を「野菜」や「加工品」等で表現・発信できる人材の育成・確保を推進します。

安平町の現状・課題	解決策	期待される成果
①農家の6次産業化が進んでいない	食農おこし推進員の委嘱	6次産業化が促進される ●6次産業化のモデルとして育成 ⇒既存農家への波及多様な農業経営のヒントに
②大量生産の農家が多く、農産物直売所に出荷しようとする農家が少ない		農産物直売所の品揃えが豊富・安定 ●生産者が直接価格をつけられる ⇒利益率が上がり、収益も安定 ●品揃えが良く「安平町のイメージUP」
③近隣市や観光会社から打診はあるが、グリーンツーリズムの受入体制が弱い		グリーンツーリズムの受入体制が強化 ●協力隊が民泊等の受入先に ⇒体験・食事・民泊への理解者が増える 成功事例が町内に伝播、交流人口拡大
④あびら交流センター周辺の交流拠点化が発展途上		安平地区の活性化が期待できる ●あびらクラスター推進機構が目指す姿の実現を 隊員自らの自己実現と重ね「WIN-WIN」関係で。

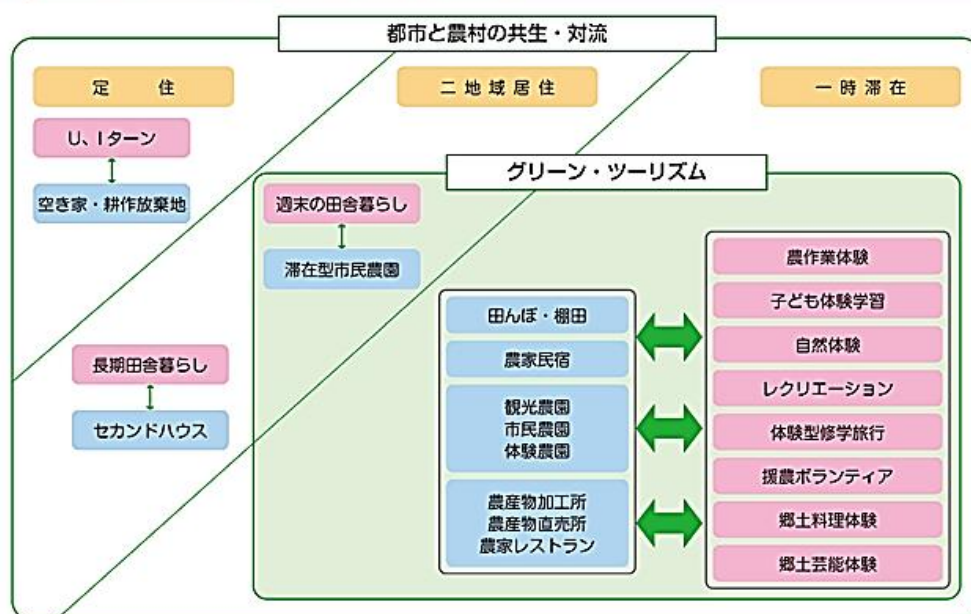


- また、これら地域おこし協力隊が安平町で着実に定住するため、平成 28 年度に産業競争力強化法に基づき策定された「安平町創業等支援事業計画」等の各種事業を活用し、新たな創業や起業に向けた取組みを推進します。
- こうした食と農による地域おこしを通じて、地域の交流拠点となる施設において、地域の生活や暮らしを守るため、そこに暮らす人々が中心となって、地域課題の解決に向けた取組みを持続的に実践する組織の活動を推進します。

(3) グリーンツーリズムの推進

- 安平町を形成する「まち・ひと・しごと」を通じた「ありのままの魅力」で、美味しい食べ物や景観、自然を求めて北海道へ来訪する全国からの観光客、修学旅行生、外国人観光客などをもてなすため、観光協会や関係者等と連携し、オール安平町の視点で、グリーンツーリズム事業を推進します。
- 特に、交流人口の拡大で見込まれる観光需要の増加に対応するため、観光協会や近隣市町等と連携し、来訪者の多様なニーズに応えられる食や文化、農作業等の体験型プログラムの各種メニュー化等の受入体制の整備を推進します。

図3-3-1 都市と農村の共生・対流に関わる多様な形態



資料：農林水産省作成

- また、農村滞在型余暇活動機能整備計画（グリーンツーリズム計画）の策定による都市計画上の建築規制を緩和し、農家レストランや農家宿泊施設などのグリーンツーリズム施設の整備を推進します。
- こうしたグリーンツーリズム事業を通じて、安平町への移住・定住や多様な就農者の確保を促進するため、首都圏を中心とした田舎暮らし希望者に対する安平町の移住・定住対策と一体となった就農促進活動を推進します。

1 基本方針の実現に向けて

本計画で掲げられた「基本方針」の実現に向けた施策の展開を図るためには、農業者や農業団体、商工業関係者、消費者（町民を含む）、行政が連携して取り組む必要があります。

このため、関係する人々や組織がそれぞれの役割を認識し、主体性を持ちながら実行・協力・参加といった取組みを協働によって進めていくように努めます。

■ 農業者

- 本町農業を担うのは、一人ひとりの農業者であり、安平町の農業・農村が将来にわたって持続的に発展するためには、農業者の主体的な取組みこそがすべての原動力です。
- 自らの技術・経営能力の向上に努め、想像力と創意工夫によって、中長期的な視点に立った計画的・戦略的な農業経営を展開するとともに、経営資源を適切に次代の担い手に引き継いでいく必要があります。
- また、食品加工をはじめ、流通・販売、観光など関連する他産業関係者との交流を通じて、幅広い視野を養いながら、相互に連携を強め、お互いの健全な発展により、高度化・多様化する消費者ニーズに応えていくことに期待が寄せられています。

■ 農業団体

- 農業協同組合、農業委員会、農業共済組合、土地改良区及び農業改良普及センターなど、地域において農業者と直接関わりを持つ農業団体は、農業者の主体性を重視しつつ、農業者にとって身近で信頼される組織として活動を進めていくことが重要です。
- また、組織の効率的な運営や経営基盤の強化を図るとともに、地域や他産業との結び付きを一層強め、それぞれの団体の果たすべき役割を十分に発揮していくことが望まれます。

<農業協同組合>

農業協同組合は、農業者の協同組織として、営農指導を中心に、販売、購買、信用、共済などの各種事業を実施しており農業者の営農と暮らしの向上や地域農業の活性化を図る上で、重要な役割を担っています。今後とも、事業の効率的かつ効果的な運営と体質の強化に努めるとともに、総合農協という機能の優位性を存分に発揮し、消費者や都市住民などにも開かれた活気ある農業・農村づくりに先導的な役割を果たしていくことが望まれています。

<農業委員会>

農業委員会は、農家戸数の減少や高齢化、農地の遊休化が進行する中で、優良農地の確保や担い手への利用集積など農業構造の改革に大きな役割を担っています。今後とも、農業者を代表とする組織として、関係機関・団体との連

携・強化に努めながら、平成の農地改革に適応しつつ、多様な担い手の育成や農地の利用集積、有効利用の促進など地域農業の持続的発展を可能とする構造基盤の構築に向け、これまで以上に中心的な役割を果たしていくことが望まれています。

＜土地改良区＞

土地改良区は、農業基盤整備の推進組織として、また、地域の農業水利の調整や土地改良施設の管理組織として重要な役割を担っています。今後とも、組織統合を機にした経営基盤の強化を図り、関係機関・団体と連携して、農業・農村基盤の整備や土地改良施設の維持管理などに積極的な役割を果たしていくことが望まれています。

＜農業共済組合＞

農業共済組合は、気象災害による農作物の減収などによって農業者が被る経済上の損失を補てんする農業共済事業を実施しており、農業経営の安定を図る上で、大切な役割を担っています。また、平成 31 年度には農業経営の新たな安全網となる収入保険制度等に移行することから、農業者に対する丁寧な説明と新たな制度への加入促進を図り、農業者が安心して営農に取り組める事業展開に向け、更に大きな役割を果たしていくことが望まれています。

＜農業改良普及センター＞

農業改良普及センターは、農業者に対する農業経営及び農村生活の改善に関する技術や知識の普及指導を行っており、主に新しい技術等を地域に合うように改良を加え的確に普及し、地域課題の解決にあたっては関係機関・団体間のコーディネーターとして重要な役割を担っています。今後とも、地域課題の解決を図る普及事業を展開しながら、農業・農村の発展に向けた先導役としての役割をより積極的に果たしていくことが望まれています。

■ 商工業関係者

- 食品加工をはじめ、農業生産資材・機械の製造、運輸、流通、販売、観光などの産業は、農業・農村との密接な結び付きのもとで発展し、雇用の場も創出しながら、地域経済を支える重要な役割を果たしてきており、厳しい経済情勢にある中で、これら産業と農業の双方が、ともに持続的・安定的に発展していくことが望まれています。
- 今後、関連する産業においては、安全・良質で魅力ある本町農産物の積極的な利用による商品の差別化、農村における美しい自然空間やバイオマスなど豊かな地域資源の有効活用、さらには、農作業受託等の農業分野への進出など、農業・農村との連携を更に強め、相互利益の向上と地域の活性化に一層寄与していくことが期待されています。

■ 消費者（町民を含む）

- 消費者は、生命と健康をはじめ、豊かな暮らしを支える「食」の大切さ、そして、食料生産ばかりでなく、国土・環境の保全や自然とのふれあいの場

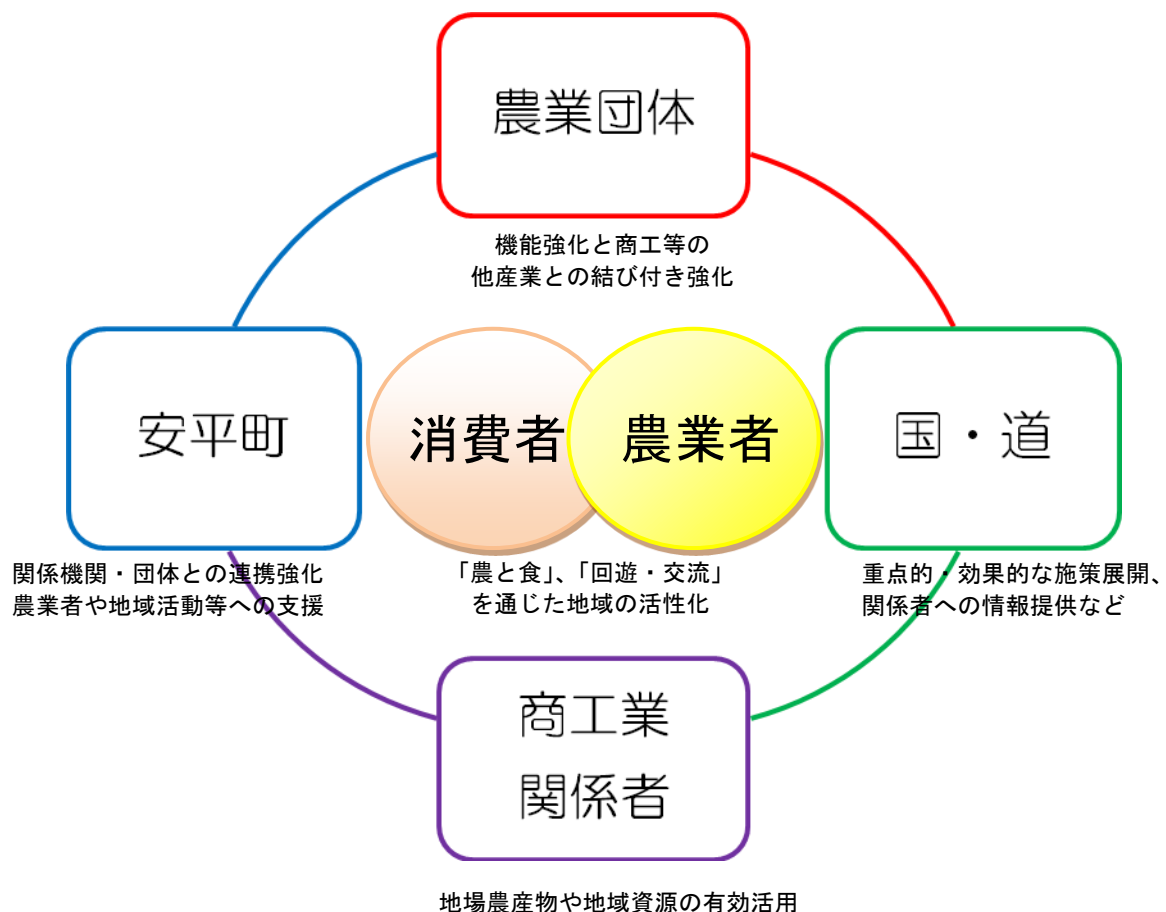
の提供など、本町の農業・農村の果たしている多様な役割や、その重要性について理解を深め、農業・農村の持続的発展を積極的に支えていくことが望まれています。

- 本町の農業・農村や「食」、「環境」などに関する情報を幅広く収集しながら、地産地消の取組みや、グリーンツーリズムなどを通じた農業者との対話、農村との交流機会への積極的な参加など、主体的な活動が期待されています。

■ 安平町（行政）

- 安平町は、農業者にとって最も身近な行政を担っており、今後とも、地域における農業政策の推進に当たって主導的な役割を発揮していくことに期待が寄せられています。
- 人口減少時代を迎え、地方創生の推進が求められる中で、市町村の果たす役割はますます重要となっており、関係機関・団体と連携し、農業者の主体的な取組みや地域活動への積極的なサポートが望まれます。
- また、関係機関・団体等と相互に連携・協働しながら、本町の農業・農村や「食」に関する情報を町民に対し発信し、共有できるように努めます。
- 本町の特性と実態に応じた施策を検討し、国や北海道に対して積極的に政策提案を行うほか、優先度を踏まえ、町独自の施策を講じるなど、本計画の基本方針の実現に向けた重点的かつ効果的な農政を展開するとともに、その実効性の確保に努めます。

〔基本方針の実現に向けた協働のイメージ〕



2 基本施策の展開に当たって

基本施策の展開に当たっては、関係者・組織間を横断するオール安平町の視点から、関係機関・団体で情報共有の上、的確に進めていけるように努めます。

このため、以下に掲げる地域活性化の五原則を参考にしながら、関係主体の密接な連携の下、総合的な施策の推進を図ります。

(1) 地域活性化の五原則

① 「補完性」の原則

地域農業の実情に最も精通した農業者、町民、関係団体等が中心となり、関係機関等との連携の下で立案された実現性の高い効率的な取組みを集中的に推進します。

② 「自立」の原則

地域の資源や知恵をいかして、経済的に、また社会的な自立に向けて頑張る取組みを集中的に推進します。

③ 「共生」の原則

都市と地域（地方）とがヒト・モノ・カネの交流・連携を通じて、ともに支え合い、共生を目指す取組みを優先的に推進します。

④ 「総合性」の原則

町の支援は、地域の創意に基づく取組みを総合的・整合的な視点から推進します。

⑤ 「透明性」の原則

本計画に基づく各種施策の進行・管理については、第三者組織である「安平町農業構造対策協議会」等の目を入れて客観的に推進します。

参考資料

<参考 1> 農畜産物の生産努力目標

◇農産部門

(単価には経営所得対策費等を含む)

区 分	現 況 (平成 2 7 年) 推 計					目 標 (平成 3 2 年)				
	規 模 (h a)	単 収 (kg/10a)	生産量 (t)	単 価 (円/kg)	生産額 (百万円)	規 模 (h a)	単 収 (kg/10a)	生産量 (t)	単 価 (円/kg)	生産額 (百万円)
水 稻	291	491	1,429	230	329	260	495	1,287	188	242
小 麦	784	488	3,826	147	562	810	510	4,131	145	599
黄 大 豆	570	240	1,368	361	494	470	250	1,175	360	423
黒 大 豆	96	209	201	266	53	90	210	189	266	50
小 豆	280	266	745	225	168	360	250	900	250	225
て ん 菜	462	6,480	29,938	18	527	450	6,500	29,250	19	541
な た ね	87	288	251	249	62	120	250	300	253	76
スイートコーン	305	1,203	3,669	37	136	310	1,300	4,030	35	141
か ぼ ち や	73	1,774	1,295	84	109	80	1,750	1,400	86	120
メ ロ ン	30	1,650	495	500	248	30	1,650	495	500	248
ホワイトアスパラ	8	290	23	409	9	8	268	21	450	10
グリーンアスパラ	8	195	15	871	13	8	400	31	970	30
な が い も	1	1,900	19	163	3	2	2,500	50	202	10
花 き	3	90(鉢込)	431(鉢込)	97千円	42	3	90(鉢込)	450(鉢込)	100千円	45
牧 草	2,280	3,500	79,800	—	—	2,300	3,520	80,960	—	—
デントコーン	408	5,500	22,440	—	—	420	5,480	23,016	—	—
その他作物	26	—	—	—	59	25	—	—	—	60
合 計	5,712	—	—	—	2,814	5,746	—	—	—	2,820
(参考)緑肥	284	—	—	—	—	285	—	—	—	—

◇畜産部門

(単価には生乳補給金等を含む)

区 分	現 況 (平成 2 7 年) 推 計					目 標 (平成 3 2 年)				
	繁殖頭数 (飼養羽数)	単 収 (kg/頭)	生産量 (t・頭)	単 価 (円)	生産額 (百万円)	繁殖頭数 (飼養羽数)	単 収 (kg/頭)	生産量 (t・頭)	単 価 (円)	生産額 (百万円)
生 乳	1,319	9,094	11,995	94	1,132	1,320	9,300	12,276	94	1,159
乳牛(販売)	—	—	423	529,170	224	—	—	430	520,000	224
肉牛(素牛)	1,179	—	1,028	684,235	703	1,179	—	1,030	684,000	705
養 豚	750	—	11,451	40,529	464	750	—	11,500	40,000	460
軽 種 馬	677	—	—	—	8,590	677	—	—	—	8,590
採 卵 鶏	236,152	—	—	—	3,860	236,152	—	—	—	3,860
ブロイラー	673,108	—	—	—		673,108	—	—	—	
その他畜産	—	—	—	—	83	—	—	—	—	83
合 計	—	—	—	—	15,057	—	—	—	—	15,080

※軽種馬、採卵鶏、ブロイラーは平成26年市町村別農業産出額(推計)を引用

農業産出額の努力目標(農産部門+畜産部門)

区 分	現 況 (平成 2 7 年) 推 計	目 標 (平成 3 2 年)
農業産出額	17,870 百 万 円	17,900 百 万 円

＜参考２＞農業所得の目標と主要な営農類型の指標

◇農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

目標年間農業所得	1経営体あたりおおむね430万円 (新規就農者の場合 215万円程度)
目標年間労働時間	主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度

資料：安平町農業経営基盤強化促進基本構想

◇農業所得の目標を達成しうる主要な営農類型の指標

区分	営農類型	目標規模	作目構成	経営体数
個別 経営体	①稲作専業	20.0ha	水稻	人・農地プラン 掲 載 数 [H28.4月時点] 198経営体 うち 認定農業者 154経営体
	②水稻＋畑作複合	20.0ha	水稻、小麦ほか	
	③水稻＋野菜複合	12.0ha	水稻、野菜（南瓜等）	
	④水稻＋イースクリーン複合 (低農薬・低化学肥料)	6.1ha	水稻、ほうれん草等	
	⑤畑作＋肉牛複合	20.0ha	畑作、繁殖牛25頭	
	⑥園芸専業	2.2ha	メロン、緑肥	
	⑦畑作＋園芸複合	18.5ha	畑作、ほうれん草	
	⑧畑作専業	30.0ha	小麦、豆類、甜菜、なたね、スイートコーン	
	⑨畑作＋酪農複合	44.0ha	畑作、飼料作物 経産牛40頭	
	⑩酪農専業	32.0ha	飼料作物、経産牛40頭	
	⑪肉牛専業	20.0ha	草地、繁殖牛40頭	
	⑫養豚＋畑作複合	4.0ha	畑作、母豚50頭	
組織 経営体	⑬稲作＋畑作複合 (3戸共同)	60.0ha	水稻、小麦、豆類、甜菜、なたね、スイートコーン	
新規 就農	①園芸専業	2.0ha	メロン1.6ha、緑肥	年間3組の確保 を目標
	②畑作・肉牛複合	10.0ha	畑作等、繁殖牛16頭	

資料：安平町農業経営基盤強化促進基本構想

＜参考３＞担い手に対する農用地の利用に占める面積の集積（シェア）目標

目標値	安平町における農用地面積の95%程度		
現 状 (H28.4月)	担い手への集積面積 5,782ha	全町農用地面積 ÷ 6,147ha	集積率 ＝ 94%

資料：安平町農業経営基盤強化促進基本構想

<参考 4> 乳牛及び肉用牛の飼養規模拡大の努力目標

◇ 乳牛

区 分	①総農家数	②飼養農家数	②／①	乳牛頭数		1戸平均 ③／②
				③総数	④うち成牛	
現在(H25)	198	30	15	2,231	1,356	74
目標(H37)	－	27	－	2,043	1,273	76

資料：安平町酪農・肉牛生産近代化計画

◇ 肉用牛

単位：戸、頭、%

区 分		①総農 家数	②飼養 農家数	割合 ②/①	③総数 (頭数)	肉専用種(頭)				乳用種等(頭)		1戸平均 ③/②
						計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	
繁殖	現在(H25)	198	31	16%	1,819	1,819	1,000	0	819	0	0	59
	目標(H37)	－	27	－	2,050	2,050	1,140	0	910	0	0	76
肥育	現在(H25)	198	4	2%	1,366	83	0	83	0	1,283	1,283	342
	目標(H37)	－	3	－	1,230	100	0	100	0	1,130	1,130	410
一貫	現在(H25)	198	3	2%	386	386	92	248	46	0	0	129
	目標(H37)	－	3	－	440	440	110	270	60	0	0	147
合計	現在(H25)	198	38	19%	3,571	2,288	1,092	331	865	1,283	1,283	94
	目標(H37)	－	33	－	3,720	2,590	1,250	370	970	1,130	1,130	113

資料：安平町酪農・肉牛生産近代化計画

<参考 5> 飼料の自給率向上の努力目標

区 分		現在(H25)	目標(H37)
飼料自給率	乳用牛	60%	74%
	肉用牛	37%	65%
飼料作物の作付延べ面積		2,524ha	2,524ha

資料：安平町酪農・肉牛生産近代化計画

(五十音順)

=あ=

□ イアコーンサイレージ

トウモロコシの雌穂を英語でイア (ear) といい、「イアコーンサイレージ」とは、飼料用トウモロコシの雌穂（子実・芯・皮）のみを収穫してサイレージにしたもの。茎葉を含まないことから、澱粉含量が多く、栄養価が高い。近年、輸入濃厚飼料の代替として注目されており、栽培法や給与法についての研究が行われている。

=か=

□ 化学肥料

肥料のうち化学合成されたものをいい、化学合成とは、化学的手段（生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学変化を含まない。）によって化合物及び元素を構造の新たな物質に変化させることをいう。（「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」）

また、土壤改良資材とは、「植物の栽培に資するため土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施されるもの」（「地力増進法」第 11 条）とされており、地力増進法政令指定土壤改良資材の適用を受けるものと肥料取締法の適用を受けるものとその他のいわゆる土壤改良資材がある。

□ 慣行農家

各地域において、農薬、化学合成肥料の投入量や散布回数等において、一般的な栽培を行う農家のことで、有機栽培（化学合成肥料、農薬、遺伝子組換え技術は用いない）や特別栽培（化学合成肥料や農薬を 5 割以上低減）を実施している農家とは異なる。

□ グリーンツーリズム

緑豊かな農村地域において、その自然や文化、人々との交流を楽しみながら、ゆとりある休暇を過ごす滞在型の余暇活動のことで、農業生産活動や農産物を仲立ちとした人的な交流を主体としたものを指す。

グリーンツーリズムを受け入れる農村の対応には、ファームイン、ファームレストラン、直売所、観光農園、市民農園などの取組がある。

□ クリーン農業

堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心、品質の高い農産物の生産を進める農業。

□ 口蹄疫

牛や豚などの偶蹄類の動物が感染するウイルス性の伝染病の一つ。発症すると、発熱とともに口や蹄の周りに水疱ができる。感染力が強く、日本では法定伝染病に指定されている。人の健康への影響はない。

□ 耕作放棄地

もともと農用地として使用されていた土地で、過去1年以上管理せずに放置され、今後とも肥培管理を行う意思のない土地。

□ コントラクター (Contractor)

農作業機械と労働力を有して、農家から農作業を請け負う組織。農業者による営農集団や農業協同組合のほか、民間企業によるものがある。

＝さ＝

□ 硝酸性窒素

主要な肥料成分である窒素の存在形態の一つで水溶性の硝酸イオン (NO_3^-) の形で存在する窒素をいう。硝酸性窒素は移動性が大きく土壤中を下降する水によって溶脱されやすい。化学肥料や家畜ふん尿等を多量に施用した場合、作物による吸収や土壌微生物による分解能力を超え土壤中で多量の硝酸が生成し、溶脱して地下水汚染の原因となる。硝酸の少ない状態（人体や土の中など）では容易に亜硝酸性窒素に変化する。

硝酸性窒素を多量に含む水を摂取すると、胃の中で食品中の窒素化合物と反応して発ガン性物質であるニトロソアミンという物質を作り出すばかりでなく、血液の酸素運搬能力が低下するメトヘモグロビン血症を引き起こす場合がある。

□ 食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を有し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

□ スマート農業

ロボット技術やICTを活用した超省力・高品質生産を実現する新たな農業。

＝た＝

□ 地産地消

地域で生産された産物を、その地域で消費するという考え方により行われている取組で、各地において、直売所等を利用した新鮮な地場産品の販売のほか、消費者と生産者の交流活動など多様な取組が展開されている。

□ 鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルス感染による家きんの疾病。そのうち、家きんに高致死性の病原性を示すもの等を、高病原性鳥インフルエンザと呼ぶ。

＝な＝

□ 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく制度。経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。

□ 農業集落

市町村の区域の一部において、農作業や農業用水の利用を中心に、農業を営む家と家とが地縁的、血縁的に結びついた社会生活の基礎的な地域単位のこと。

□ 農業法人、農業生産法人

「農業法人」は、農業を営む法人の総称。

「農業生産法人」とは、農地法第2条第3項の規定に適合し、農地を所有できる法人。なお、農地法の改正（平成28年4月1日施行）後は、「農地所有適格法人」と法律上の呼称を変更。

□ 農地中間管理機構

農地中間管理事業に係る業務の実施主体として、農地保有合理化法人に代わって、都道府県に一を限って指定された法人。本道においては、（公財）北海道農業公社が、平成26年3月26日に道から機構の指定を受けている。

＝は＝

□ バイオマス

生物資源（量）を表す概念で、「再生可能な生物由来の有機性資源で、石油や石炭などの化石資源を除いたもの」を指し、具体的には、稲わらやもみ殻、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなどで、エネルギーや新素材などとして利用可能なもの。

バイオマスをエネルギーや製品として利用することは、地球温暖化防止や循環型社会の形成、農林漁業の活性化など早急に取り組むべき課題解決に貢献できるものとされている。

□ 哺育・育成センター

農家から預託を受けた生後3日から8か月の子牛を飼育する施設のこと。この施設により、農家の負担が軽減され、酪農経営の効率化を図ることが期待されています。

＝や＝

□ 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。「有機農業の推進に関する法律」（平成18年法律第112号）第2条で定義されている。

□ 優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えた農地のこと。

＝ら＝

□ 酪農ヘルパー

酪農家に代わって、搾乳や飼料給与などの作業に従事する人のこと。酪農家は、朝夕2回の搾乳作業などにより、1年を通じて休みが取りづらい実態にあるが、定期的な休日の確保などにより、ゆとりある経営を実現できる。

□ 6次産業化

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組み。

< A B C >

□ E P A (経済連携協定)

Economic Partnership Agreement の略称。締約国間で、貿易・投資の自由化・円滑化を促進し、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和など、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。

□ F T A (自由貿易協定)

Free Trade Agreement の略称。特定の国・地域間で貿易を自由化する協定で E P A の主要な内容の一つ。多国間協定を基本とする W T O の協定では、関税その他の制限的通商規則を、実質上、すべての貿易で廃止することを条件に協定締結を認めている。「実質上すべて」については、「特定分野を一括除外せず、かつ貿易額の 90% 以上の関税を撤廃する」との解釈があるが、明確な国際基準は存在しない。

□ I C T

Information and Communications Technology の略。情報・通信に関する技術一般の総称のこと。

□ S W O T 分析

組織のビジョンや戦略を企画立案する際に利用する現状分析手法の 1 つ。S W O T は Strength (強み)、Weakness (弱み)、Opportunity (機会)、Threat (脅威) の頭文字を取ったもの。

□ T M R

Total Mixed Ration (完全混合飼料) の略称で、粗飼料や濃厚飼料等を混合し、牛が必要としているすべての栄養素をバランスよく含んだ飼料のこと。栄養的に均一で選び食いができないという特徴がある。これを専門的につくり、農家に供給する施設を T M R センター (通称「牛の給食センター」) という。

□ T P P 協定 (環太平洋連携協定)

環太平洋戦略的経済連携協定 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement) を締結するシンガポール、ニュージーランド、チリ及びブルネイに、米国、豪州、ペルー及びベトナムが加わり、2010 年に交渉が開始された E P A。その後、マレーシア、メキシコ、カナダ及びチリが交渉に参加し、現在は 12 か国により交渉が進められ、2015 年 10 月の閣僚会議で大筋合意に至った。T P P 協定は、サービス貿易、政府調達、競争、知的財産、人の移動等を含む包括的協定であり、市場アクセスの農林水産分野では、重要 5 品目を中心に、関税撤廃の例外と国家貿易制度・関税割当の維持、セーフガードの確保などが盛り込まれた一方、長期間での関税撤廃などがなされることとなった。

□ W T O (世界貿易機関)

World Trade Organization の略称。G A T T (関税と貿易に関する一般協定) 体制に代わり 1995 年 1 月に発足。貿易に関する協定の管理・運営、加盟国間の貿易交渉を推進する国際機関。本部はスイスのジュネーブ。

安平町の農産物の旬（収穫期）のカレンダー

平成29年3月作成

No.	品目名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	アサヒメロン												
2	追分カンロ												
3	ホワイト・アスパラガス												
4	グリーン・アスパラガス												
5	いちご												
6	トマト												
7	ほうれん草												
8	軟白ねぎ												
9	葉ねぎ												
10	いんげん												
11	ブロッコリー												
12	じゃがいも												
13	ごぼう												
14	ながいも												
15	小麦												
16	なたね												
17	スイートコーン												
18	かぼちゃ												
19	米												
20	小豆												
21	白大豆 黒大豆												
22	てん菜												
23	デントコーン												
24	牧草												
25	花卉（切り花）												
26	花卉（鉢物類）												
27	有機野菜一式（卵含む）												

【参考資料】

☆	家畜飼養数	乳用牛 2,204頭	肉用牛 黒毛和種 アンガス種 3,595頭	馬 軽種 重種 2,316頭	豚 21,893頭	鶏 129万羽	生乳 11,995トン
---	-------	---------------	--------------------------------	-------------------------	--------------	------------	----------------

第2次安平町農業・農村振興計画

平成 29 (2017) 年 3 月

北海道安平町
安平町農林課
〒059-1595

<http://www.town.abira.lg.jp>
nousei@town.abira.lg.jp
勇払郡安平町早来大町 95 番地
電話 0145-22-2515 (直通)
